

令和 7 年度第 1 回本庄市総合教育会議 次第

日 時：令和 7 年 1 0 月 2 3 日（木）
午後 1 時 3 0 分～

場 所：本庄市役所 3 階 庁議室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

・放課後児童対策について

資料 1 ～ 2

参考資料 1 ～ 2

・教育現場の実情に関する意見交換について

資料 3

参考資料 3 ～ 7

5. そ の 他

6. 閉 会

【配布資料】

資料 1：放課後児童対策のあり方に関する基本方針（素案）

資料 2：放課後児童対策のあり方に関する基本方針（素案） 概要

資料 3：学校における働き方改革の現状と課題

参考資料 1：総合的な放課後児童対策の推進について

参考資料 2：放課後児童対策パッケージ 2 0 2 5

参考資料 3：「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

参考資料 4：令和 6 年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況
調査結果等に係る留意事項について

参考資料 5：学校と教師の業務の 3 分類

参考資料 6：「学校における働き方改革基本方針」の概要

参考資料 7：埼玉県業務改善スタンダード・小学校版

放課後児童対策のあり方に関する基本方針 (素案)

令和 7 年●月

本庄市

目次

第1章 基本方針の策定にあたって	1
1. 基本方針策定の趣旨	1
2. 国の動向	2
(1) 新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月策定）	2
(2) こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）	2
(3) こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月閣議決定）	2
(4) 放課後児童対策パッケージ2025（令和6年12月策定）	2
第2章 基本方針の概要	3
1. 基本方針策定の目的	3
(1) 小学校区ごとの特性を踏まえた放課後児童クラブの展開	3
(2) 公立学童保育室の統合・移設に向けた方針と基本構想の策定	3
(3) 総合的な放課後児童対策の推進	3
2. 基本方針の位置づけ	3
第3章 本庄市の放課後児童対策の実施状況	4
1. 放課後児童クラブ	4
(1) 実施状況	4
(2) 児童数と登録児童数の推移	5
(3) 小学校区ごとの利用状況（本庄地区）	6
(4) 小学校区ごとの利用状況（児玉地区）	7
2. 放課後子供教室	8
(1) 事業の概要	8
(2) 実施状況	8
第4章 本庄市の放課後児童対策の現状と課題	9
1. 放課後児童クラブ	9
(1) 待機児童の現状	9
(2) 民間連携による柔軟な学童保育運営	9
2. 公立学童保育室の統合・移設	10
(1) 公立学童保育室の統合・移設	10
(2) 新設の公立学童保育室の適正な運営	10
(3) こどもの意見を取り入れる手法の検討	10
(4) 受益者負担の適正性の検証	10

3. 総合的な放課後児童対策.....	11
(1) 放課後子供教室.....	11
第5章 基本方針	12
基本方針1 持続可能な放課後児童クラブの推進	12
(1) 待機児童対策の推進.....	12
(2) 量的拡充の推進.....	12
(3) 時期的な利用ニーズへの対応.....	12
基本方針2 地域に根差した公立学童保育室の整備	13
(1) 安全・安心な学童保育室.....	13
(2) 人材確保と適正な運営の維持.....	13
(3) こどもの意見の聴取.....	13
(4) 受益者負担の適正性の検証.....	13
基本方針3 総合的な放課後児童対策の推進	14
(1) 「校内交流型」による整備の検討.....	14
第6章 本基本方針の推進に向けて	15
1. 本基本方針の円滑な実施.....	15

第Ⅰ章 基本方針の策定にあたって

Ⅰ. 基本方針策定の趣旨

将来を担う人材であるこどもの生きる力を育成する観点から、すべてのこどもが放課後に安全・安心な居場所で多様な体験や活動を通じて充実した時間を過ごせる環境を確保することが重要です。

特に、共働き家庭やひとり親家庭において、こどもが小学校入学と同時に朝や放課後の居場所が不足し、こどもの生活リズムと親の働き方の両立が困難となる「小1の壁」が課題となっており、安心してこどもを預けられる放課後環境の整備が強く求められています。

また、共働き家庭の増加やこどもを取り巻く環境の変化により、放課後におけるこどもの健全な育成を目的とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の利用ニーズが高まっており、このような状況に柔軟に対応し、適切に利用ニーズを満たすとともに、持続可能な運営体制を構築するためには、放課後児童クラブを着実に実施することが不可欠です。

さらに、本庄市では、小学校の統廃合を含む公共施設の再配置が計画されていることから、当該計画との整合性を保ちながら、今後の放課後児童クラブの展開を見据えた対応が求められており、放課後児童対策を計画的に進めることが重要です。

加えて、地域における多様な体験活動の機会の提供により、こどもたちの社会性・自主性・創造性といった豊かな人間性を育むことを目的とする放課後子供教室について、放課後児童クラブとの役割を明確化し相互に連携しながら推進するなど、総合的な放課後児童対策に取り組むことが求められています。

本庄市こども計画に掲げる「こどもまんなか」のまちの実現に向け、こどもの成長を支える放課後児童対策を行政機関や教育機関、地域、家庭が一体となって推進するための方向性を示す「放課後児童対策のあり方に関する基本方針」を策定するものです。

2. 国の動向

(1) 新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月策定）

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成 26 年 7 月に計画期間を 5 年とする「放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携、一体的な運営が進められてきました。

「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況等を踏まえ、平成 30 年 9 月に、引き続きすべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するための目標を設定した新たなプランが策定されました。

(2) こども未来戦略（令和 5 年 12 月閣議決定）

2024 年度からの 3 年間で集中的に実施する施策が「こども・子育て支援加速化プラン」として示され、新・放課後子ども総合プランに掲げられた放課後児童クラブの受け皿の拡大についても「加速化プラン」の期間中の早期に達成できるよう取り組むこととされています。

(3) こどもの居場所づくりに関する指針（令和 5 年 12 月閣議決定）

すべてのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で成長する「こどもまんなか」な居場所づくりを目指すものです。こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していくための政策上の根拠となるもので、指針に書かれている内容を基に、全国でこどもの居場所づくりを推進することが掲げられています。

(4) 放課後児童対策パッケージ 2025（令和 6 年 12 月策定）

新・放課後子ども総合プランで掲げられた 152 万人の受け皿の整備目標達成が困難な状況の中、喫緊の課題である全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を拡充するため、令和 5 年度から令和 6 年度に取り組むべき内容が取りまとめられた「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組が実施されてきました。当該施策が進められる中で浮かび上がってきた課題等を踏まえて、令和 6 年度から令和 7 年度に集中的に取り組むべき内容が「放課後児童対策パッケージ 2025」として取りまとめられました。

第2章 基本方針の概要

1. 基本方針策定の目的

(1) 小学校区ごとの特性を踏まえた放課後児童クラブの展開

小学校区ごとの放課後児童クラブの利用状況や特性を丁寧に分析し、利用ニーズに応じた適正な定員数を確保するとともに、その特性に合わせた運営体制の構築を推進します。

また、地域特有の課題や強みを踏まえた柔軟な対応を行い、すべてのこどもが安全で充実した時間を過ごせる放課後児童クラブを展開します。

(2) 公立学童保育室の統合・移設に向けた方針と基本構想の策定

本市における公共施設の再配置の方針を示す「本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）」において、統合・移設が予定されている公立学童保育室について、施設整備に係る方針と基本構想の作成につなげます。

(3) 総合的な放課後児童対策の推進

地域の実情や利用者、関係者との意見交換等を通じて、すべてのこどもが自主性や社会性・創造性を育むことができるよう、総合的な放課後児童対策の推進を目指します。

2. 基本方針の位置づけ

本基本方針は、令和7年3月に策定した「本庄市こども計画」に掲げる放課後児童クラブや放課後子供教室などの放課後児童対策に係る今後の方向性を示すもので、

「本庄市こども計画」に関連する方針として位置づけ、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図りつつ相互に連携・一体的に推進し、本基本方針に沿った施策を展開することで、さらなる放課後児童対策の推進を図るものです。

なお、時勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本基本方針の見直しを随時行うものとします。

第3章 本庄市の放課後児童対策の実施状況

1. 放課後児童クラブ

(1) 実施状況

本市の放課後児童クラブは、令和7年度において、公設公営4箇所、民間委託18箇所で開催しています。

放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあり、利用ニーズの高まりがうかがえます。直近では、放課後児童クラブの設置数自体に変動はないものの、定員の弾力的な運用によって増加する利用ニーズへの対応を図っています。

また、年度当初には、特定の小学校区において待機児童が発生するケースが断続的に見られるが、長期休業期間後には解消される傾向があります。

■放課後児童クラブの実施状況■

種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置数（合計）	箇所	22	22	22	22	22
	公立	4	4	4	4	4
	民間	18	18	18	18	18
定員数	人	930	954	949	959	967
登録児童数	人	925	923	988	1,025	1,000
利用率	%	99.5	96.8	104.1	106.9	103.4
待機児童数	人	0	14	21	16	0

（各年5月1日時点）

(2) 児童数と登録児童数の推移

小学校全体の児童数は、令和3年度は3,696人であるのに対し令和7年度には3,459人と237人減少していますが、一方で、登録児童数は増加傾向にあります。低学年の登録率が高く、共働き家庭などの増加による利用ニーズの拡大を背景に、放課後児童クラブの利用ニーズが年々高まっています。

■児童数・登録児童数の推移■

学年	種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1年生	児童数	人	582	584	551	616	527
	登録児童数	人	259	267	288	294	261
	登録率	%	44.5	45.7	52.3	47.7	49.5
2年生	児童数	人	594	595	581	549	612
	登録児童数	人	227	244	263	259	274
	登録率	%	38.2	41.0	45.3	47.2	44.8
3年生	児童数	人	608	595	593	582	545
	登録児童数	人	211	192	211	227	218
	登録率	%	34.7	32.3	35.6	39.0	40.0
4年生	児童数	人	630	608	599	596	580
	登録児童数	人	132	132	134	139	142
	登録率	%	21.0	21.7	22.4	23.3	24.5
5年生	児童数	人	666	635	605	598	592
	登録児童数	人	62	67	73	66	77
	登録率	%	9.3	10.6	12.1	11.0	13.0
6年生	児童数	人	616	665	641	607	603
	登録児童数	人	34	21	19	40	28
	登録率	%	5.5	3.2	3.0	6.6	4.6
合計	児童数	人	3,696	3,682	3,570	3,548	3,459
	登録児童数	人	925	923	988	1,025	1,000
	登録率	%	25.0	25.1	27.7	28.9	28.9

(各年5月1日時点)

(3) 小学校区ごとの利用状況（本庄地区）

■児童数・登録児童数の推移■

小学校区	種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本庄東	児童数	人	601	615	588	627	615
	登録児童数	人	117	113	121	139	139
	登録率	%	19.5	18.4	20.6	22.2	22.6
本庄西	児童数	人	271	273	265	262	269
	登録児童数	人	78	75	80	88	86
	登録率	%	28.8	27.5	30.2	33.6	32.0
藤田	児童数	人	91	85	85	84	82
	登録児童数	人	23	28	30	37	37
	登録率	%	25.3	32.9	35.3	44.0	45.1
仁手	児童数	人	59	60	55	45	47
	登録児童数	人	10	10	8	11	10
	登録率	%	16.9	16.7	14.5	24.4	21.3
旭	児童数	人	261	255	257	249	254
	登録児童数	人	68	68	77	68	67
	登録率	%	26.1	26.7	30.0	27.3	26.4
北泉	児童数	人	407	428	421	419	418
	登録児童数	人	125	116	132	155	168
	登録率	%	30.7	27.1	31.4	37.0	40.2
本庄南	児童数	人	442	449	429	407	386
	登録児童数	人	114	130	125	130	125
	登録率	%	25.8	29.0	29.1	31.9	32.4
中央	児童数	人	577	560	549	535	523
	登録児童数	人	127	129	144	140	138
	登録率	%	22.0	23.0	26.2	26.2	26.4

（各年5月1日時点）

(4) 小学校区ごとの利用状況（児玉地区）

■ 児童数・登録児童数の推移 ■

小学校区	種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児玉	児童数	人	460	449	441	453	429
	登録児童数	人	104	94	101	102	80
	登録率	%	22.6	20.9	22.9	22.5	18.6
金屋	児童数	人	241	237	223	222	201
	登録児童数	人	63	64	67	65	50
	登録率	%	26.1	27.0	30.0	29.3	24.9
秋平	児童数	人	108	100	100	91	87
	登録児童数	人	38	32	44	34	37
	登録率	%	35.2	32.0	44.0	37.4	42.5
共和	児童数	人	178	171	157	154	148
	登録児童数	人	58	64	59	56	63
	登録率	%	32.6	37.4	37.6	36.4	42.6

（各年5月1日時点）

2. 放課後子供教室

(1) 事業の概要

放課後子供教室は、少子化や核家族化の進行といったこどもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等にこどもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする事業です。

(2) 実施状況

本市では、公民館を会場に放課後子供教室として本庄市小学生学習支援事業「^{まな}学ば^やう舎」を実施しており、地域の方と協働し、自主学習支援やスポーツ・自然・文化芸術体験等の多様な体験活動の機会を提供することによって、こどもたちの自主性や創造性を育むことを推進しています。

■実施箇所と参加者数の推移■

種別		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (※1)
実施箇所		箇所	6	6	6	6	6
実施回数 参加者数	本庄西	回	11	14	15	16	5
		延人数	112	154	174	154	73
	本庄南	回	12	14	14	16	5
		延人数	61	140	148	210	86
	仁手 (※2)	回	13	14	14	16	5
		延人数	195	251	222	167	56
	北泉	回	11	14	14	17	5
		延人数	72	143	202	288	77
	児玉	回	12	14	14	16	5
		延人数	147	119	145	190	80
	共和	回	12	14	15	17	5
		延人数	139	85	136	148	62

※1：実施回数・参加者数ともに令和7年9月1日時点。

※2：仁手会場については、令和5年度まで本庄東中学校で実施。

第4章 本庄市の放課後児童対策の現状と課題

Ⅰ. 放課後児童クラブ

(Ⅰ) 待機児童の現状

本市における待機児童について、年度当初に利用希望が集中し待機児童が発生する傾向がある一方で、夏季休業期間などの長期休業期間を過ぎると、利用者が減少し待機児童が解消される傾向があります。

待機児童対策として、令和6年度には本庄東中学校の多目的室を活用した放課後居場所緊急対策事業や日の出児童センターを活用したランドセル来館事業を実施し、待機児童の居場所を確保しました。また、夏季休業期間には、民間学童保育所において支援数を増設するなど、学童保育の提供を強化しました。

時期ごとの利用ニーズの変動が課題であり、既存施設の活用や民間学童保育所との連携強化、施設整備による支援数の増設などの取組に努める必要があります。

(Ⅱ) 民間連携による柔軟な学童保育運営

待機児童の発生状況や、小学校区ごとの放課後児童クラブの児童数・登録児童数の推移を踏まえ、利用ニーズに対応できる一定水準の施設整備と地域の特性に応じた柔軟な運営を図る必要があります。地域ごとの課題に対し、民間事業者との連携を通じて、適切な学童保育を実施することが求められます。

2. 公立学童保育室の統合・移設

(1) 公立学童保育室の統合・移設

本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）では、前原学童保育室（前原児童センター内）の中央小学校敷地内に別棟としての移転整備について、令和10年度の供用開始を目標に進めること、また、日の出学童保育室（日の出児童センター内）と寿学童保育室、藤田学童保育室を統合し、本庄東小学校敷地内に別棟としての移転整備について、本庄東中学校区の小学校の統合に合わせて、令和13年度の供用開始を目標に進めることが示されています。さらに、同計画では、学校規模の適正化を図るため、本庄西中学校区および児玉中学校区において小学校の統合を検討していく方針も明示されています。

これらの動向は、放課後児童クラブの運営にも影響を及ぼすことから、関係各課と十分に連携する必要があります。

(2) 新設の公立学童保育室の適正な運営

新設する公立学童保育室の規模や機能の整備については、別に定める構想で詳細を決定します。公立学童保育室の適正な運営を維持するためには、十分な人材の確保が重要であり、運営の効率化やサービス向上を目指し、民間委託や指定管理者制度の活用を検討することが求められています。

(3) こどもの意見を取り入れる手法の検討

新設する公立学童保育室を地域と調和した施設として整備するには、「こどもまんなか」の視点を大切にすることが重要です。こどもたちは地域の暮らしを直に体感しており、こどもたちの意見やアイデアを反映することで、その地域特有の風土や利用ニーズに合った施設づくりが可能になります。さらに、こどもが施設整備のプロセスに関与することで、地域コミュニティの一員としての意識を育み、地域とのつながりを深める橋渡し役となることも期待されます。

(4) 受益者負担の適正性の検証

新設する公立学童保育室の持続可能な運営を実現するためには、適正な保護者負担金の設定と、国や県の補助金等を活用した財源確保が不可欠です。安定したサービス提供を目指すために、受益者負担の適正性の検証が必要です。

3. 総合的な放課後児童対策

(1) 放課後子供教室

本市では、土曜日に「学^{まな}ぼう舎^や」を実施しているものの、こどもの放課後を対象とした取組は行われておらず、学びや遊びを含む多様な活動の場の提供が限定的になっています。

国はこれまで、すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごしながらか、豊かな体験や多様な活動を行える環境整備を目指して取り組んでいます。その一環として、放課後児童クラブおよび放課後子供教室の双方が連携して実施される形態を促進しており、地域ごとの課題や利用ニーズに応じた柔軟な運営を目指すことが求められています。

放課後児童クラブと放課後子供教室が連携した事業を実施するにあたっては、人材の確保や活用、スペースや設備の活用、安全管理の統一、こども同士の交流調整など、効率的で効果的な運営が必要となることから、地域住民や保護者への情報提供と理解促進を図り、地域全体が一体となつてこどもたちを支える体制を築くことが必要です。

第5章 基本方針

基本方針Ⅰ 持続可能な放課後児童クラブの推進

児童数や待機児童数の推移、保護者の働き方などを十分に分析した上で、放課後児童クラブの受け皿の確保を最優先に取り組みます。柔軟な運用体制や施設拡充により、働く家庭や地域の利用ニーズに対応した放課後環境の整備を計画的に進めます。

（１）待機児童対策の推進

児童数の把握や保護者の利用ニーズを的確に把握するための調査を実施し、定員数の弾力的な運用による受け入れ態勢の強化を継続します。

また、放課後児童クラブの受け皿整備について、本庄市こども計画に示した量の見込みと確保方策を基本とし、利用ニーズが高く待機児童の発生が見込まれる小学校区においては、新たな事業者の募集を検討します。

さらに、本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）に基づき、公立学童保育室の新設を確実に進め、学童保育の提供体制を強化します。

（２）量的拡充の推進

新設する公立学童保育室の対象となる小学校区については、受け皿整備に伴う潜在的な需要の増加が見込まれることや、長期休業期間に短期的な受け入れを可能とする体制づくりが求められることから、在校生徒のおよそ４割程度の利用ニーズを想定した整備を検討します。

また、既存施設が対象の小学校区については、待機児童の発生状況や地域の利用ニーズを踏まえ、必要な整備を検討します。

（３）時期的な利用ニーズへの対応

長期休業期間は利用ニーズが増加する時期であり、引き続き、民間学童保育室と連携して短期的な受け入れが可能な体制を継続し、個別の利用ニーズに対応した柔軟な運営を行います。

基本方針２ 地域に根差した公立学童保育室の整備

新設する公立学童保育室の運営の効率化や公平性を確保し、地域に調和した施設を目指すとともに、こどもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりを進めます。さらに、こどもたちの声を丁寧に反映し、働く家庭の利用ニーズに対応しながら、持続可能な学童保育体制の構築を図ります。

（１）安全・安心な学童保育室

新設する公立学童保育室は学校（校舎・敷地）内を活用することを基本とし、効率的なスペース利用により量的拡充を図ります。また、災害時への備えや長期的な維持管理の観点から、安全性や耐久性に配慮するとともに、地域に調和する整備を行います。

（２）人材確保と適正な運営の維持

専門性のある支援員を確保し、効率的で安定した運営を維持するため、民間事業者への委託や指定管理者制度の活用を検討します。

また、適正な定員数の確保に向け、小学校区ごとの放課後児童クラブのバランスを維持し、こどもだけでなく保護者や地域全体の満足度向上を目指します。

（３）こどもの意見の聴取

本庄市こども計画の理念に掲げる「こどもまんなか」のまちを実現するためにはこどもの意見を聴取し、こども施策に反映することが求められています。

放課後児童クラブは、こどもたちが主体となる場所であり、アンケートなどを通じてこどもたちの意見にしっかり耳を傾け、こどもたちの考えや希望を施設の設計等に反映させることで、学校や地域と調和した環境づくりを目指します。

（４）受益者負担の適正性の検証

受益者負担の公平性を確保するため、家庭への影響を考慮しつつ公費投入とのバランスを保ちながら、利用者の負担が適正な範囲となるよう利用料金制度の適正性を検証します。

基本方針３ 総合的な放課後児童対策の推進

放課後児童クラブと放課後子供教室が連携し、放課後児童クラブ利用児童を含むすべてのこどもが参加できる環境を整え、安全かつ安心に過ごせる場を提供することを目指すことが重要です。

こどもたちが学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、自宅を安全に行き来できるような環境で、地域住民との関わりを深めながら、交流や選択肢を広げることで、豊かな人間性を育むことができるような環境整備を検討します。

また、学校敷地などを活用することで安全性を確保し、地域住民の参加を通じて、すべてのこどもに多様な体験や活動を提供する総合的な放課後児童対策の実施を検討します。

（１）「校内交流型^Ⅰ」による整備の検討

新設する公立学童保育室では、施設利用の効率化やこどもたちの交流促進、地域連携を目的に、放課後子供教室と連携した「校内交流型」の整備を検討します。

^Ⅰ 「校内交流型」… 放課後児童クラブの整備において、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもののうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

第6章 本基本方針の推進に向けて

1. 本基本方針の円滑な実施

総合的な放課後児童対策を推進するためには、市役所内の関連部署が連携して事業内容を検討する体制の構築が不可欠です。放課後児童クラブと放課後子供教室は、それぞれ異なる対象や目的を持ちながらも、こどもの健全な育成を共通の目標としており、両者の連携による事業の効率化と効果向上が期待されます。

さらに、地域特性や多様な利用ニーズに応じた柔軟な運営を実現し、持続可能な施策を実現することで、本市が目指す「こどもまんなか」のまちを実現するため、市役所内の関連部署の連携を強化し、市として主体的に取り組んでまいります。

放課後児童対策のあり方に関する基本方針（素案） 概要

Ⅰ 放課後児童対策のあり方に関する基本方針について

1. 基本方針策定の趣旨（第1章関係）

本市では、令和7年3月に策定した「本庄市こども計画」の基本理念に掲げる「こどもまんなか」のまちの実現に向け、計画に基づいて、将来を担う人材であるこどもの生きる力を育む取組を推進しています。

その取組の一環として、放課後児童対策を進め、すべてのこどもが放課後に安全・安心な居場所で多様な体験や活動を通じて充実した時間を過ごせる環境を確保したいと考えています。

現在、本市では、放課後を対象とした事業として放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を展開していますが、様々な課題に直面しており、この度、本市の将来を見据えた放課後児童対策の今後の方向性を示す「放課後児童対策のあり方に関する基本方針」の策定に取り組んでいます。

なお、本基本方針は、「本庄市こども計画」に関連する方針として位置づけ、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図りつつ相互に連携・一体的に推進するものです。

2. 基本方針策定の目的（第2章関係）

（1）小学校区ごとの特性を踏まえた放課後児童クラブの展開

小学校区ごとの放課後児童クラブの利用状況や特性を丁寧に分析し、利用ニーズに応じた適正な定員数を確保するとともに、その特性に合わせた運営体制の構築を推進します。

また、地域特有の課題や強みを踏まえた柔軟な対応を行い、すべてのこどもが、安全で充実した時間を過ごせる放課後児童クラブを展開します。

（2）公立学童保育室の統合・移設に向けた方針と基本構想の策定

本市における公共施設の再配置の方針を示す「本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）」において、統合・移設が予定されている公立学童保育室について、施設整備に係る方針と基本構想の作成につなげます。

（3）総合的な放課後児童対策の推進

地域の実情や利用者、関係者との意見交換等を通じて、すべてのこどもが自主性や社会性・創造性を育むことができるよう、総合的な放課後児童対策の推進を目指します。

2 本市における放課後児童対策の実施状況について

1. 放課後児童クラブ（第3章関係）

（1）事業の概要

放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業¹を行う場所のことで、事業そのものを指すこともあります。また、子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業²の一つとして、市町村が地域のニーズ調査等に基づく量の見込みや提供体制の確保等について、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、これを実施するとされています。

本市では、本庄市こども計画の基本目標の一つに「子ども・子育て支援事業の推進」を掲げ、計画に基づいて放課後児童健全育成事業を展開しており、公立学童保育室4施設、民間学童保育所への委託18施設の、合わせて22施設で事業を実施しています。

（2）事業の経緯

放課後児童クラブの歴史は、昭和30年代初頭から始まります。当時、就労する母親が増加したことで、放課後に保護者が家庭にいないこどもの豊かで安全・安心な生活保障が社会問題として取り上げられるようになり、それに対応する支援として、いわゆる「学童保育」が、保護者等の自主運営や市町村の単独補助による事業として全国的に広がっていきました。その後、放課後児童クラブは、地域の実情に応じて多様な運営によって展開されていきます。

厚生省は、昭和51年度から、留守家庭児童対策や健全育成対策として、放課後児童クラブに対する国庫補助を開始し、実施場所や運営形態の多様性を包み込みながら年々充実が図られていきました。

平成9年には、児童福祉法において、放課後児童健全育成事業が法定化されました。平成27年度には、子ども・子育て支援新制度の施行を契機に、対象年齢の拡大と基準の策定、放課後児童支援員の資格化、職員の処遇改善のための方策等が実施され、今日に至っています。

本市では、昭和50年代から始まった民間の学童保育所が現在も継続さ

¹ 放課後児童健全育成事業…

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項において、「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」として規定されています。また、事業の質の確保を図るため、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。)及び「放課後児童クラブ運営指針」(令和7年1月22日こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知。)が策定されています。

² 地域子ども・子育て支援事業…

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条1項において、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業と規定されています。また、放課後児童クラブは、同法第59条第1項第5号に「児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業」と掲げられています。

れています。また、公立学童保育室の設置数と比較すると民間の学童保育室の割合が高く、地域に根差した運営者により、これまで本市の放課後児童クラブが支えられてきた歴史があります。

2. 放課後子供教室 （第3章関係）

（1）事業の概要

放課後子供教室は、少子化や核家族化の進行といったこどもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等にこどもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする事業です。

（2）事業の実施状況

本市では、6か所の公民館を会場に、放課後子供教室として本庄市小学生学習支援事業「学ぼう舎」を実施しており、地域の方と協働し、自主学習支援やスポーツ・自然・文化芸術体験と等の多様な体験活動の機会を提供することによって、こどもたちの自主性や創造性を育むことを推進しています。

3 本市における放課後児童対策の現状と課題について

1. 放課後児童クラブ（第4章関係）

本市では、年度初めに待機児童が発生する一方、夏季休業期間後には解消される傾向があります。

待機児童対策として、令和6年度には本庄東中学校の多目的室や日の出児童センターを活用し、こどもの居場所確保策を進めました。さらに、民間学童保育所との連携による支援数の増設など、学童保育の提供を強化しました。

放課後児童クラブの利用ニーズの変動や地域特性に合わせて、民間事業者との連携を通じて適切な学童保育を実施することが求められています。

2. 公立学童保育室の統合・移設（第4章関係）

本市では、公立学童保育室の統合・移設を進める方針が示されています。

前原学童保育室は中央小学校敷地内へ、日の出学童保育室など3つの学童は本庄東小学校敷地内に統合・移設される計画で、供用開始はそれぞれ令和10年度および13年度を目標としています。

また、他の地域においても小学校の統合を検討することが示されており、放課後児童クラブ運営への影響を考慮し、関係各課との連携が求められます。

さらに、新設の学童保育の効率的な運営やサービス向上のため、民間委託や指定管理者制度の活用を検討しつつ、こどもの意見を反映させた地域に調和した施設づくりを進めます。

また、持続可能な運営のためには適正な保護者負担金設定の検討が必要です。

3. 総合的な放課後児童対策（第4章関係）

現在、本市では土曜日に「学ぼう舎」を実施しているものの、こどもの放課後を対象とした活動の場は限定的です。一方、国はすべてのこどもが安全で豊かな体験を得られる環境整備を目指し、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を促進しています。

この取り組みでは、地域課題や利用ニーズに応じた柔軟な運営が求められ、人材や設備の活用、安全管理、こども同士の交流調整に加え、地域住民や保護者への情報提供を通じた理解促進を図り、地域全体一体となってこどもを支える体制を築くことが重要とされています。

4 基本方針について（第5章関係）

基本方針1 持続可能な放課後児童クラブの推進

児童数や待機児童数の推移、保護者の働き方などを十分に分析した上で、放課後児童クラブの受け皿の確保を最優先に取り組みます。柔軟な運用体制や施設拡充により、働く家庭や地域の利用ニーズに対応した放課後環境の整備を計画的に進めます。

基本方針2 地域に根差した公立学童保育室の整備

新設する公立学童保育室の運営の効率化や公平性を確保し、地域に調和した施設を目指すとともに、こどもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりを進めます。さらに、こどもたちの声を丁寧に反映し、働く家庭の利用ニーズに対応しながら、持続可能な学童保育体制の構築を図ります。

基本方針3 総合的な放課後児童対策の推進

放課後児童クラブと放課後子供教室が連携し、放課後児童クラブ利用児童を含むすべてのこどもが参加できる環境を整え、安全かつ安心に過ごせる場を提供することを目指すことが重要です。

こどもたちが学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、自宅を安全に行き来できるような環境で、地域住民との関わりを深めながら、交流や選択肢を広げることで、豊かな人間性を育むことができるような環境整備を検討します。

また、学校敷地などを活用することで安全性を確保し、地域住民の参加を通じて、すべてのこどもに多様な体験や活動を提供する総合的な放課後児童対策の実施を検討します。

学校における働き方改革の現状と課題

1. 学校における働き方改革の現状

(1) 国及び県の動向

令和 7 年 6 月に改正給特法が成立（※参考資料 3）。国は、令和 11 年度までに、教師の平均時間外在校等時間を月 30 時間程度に縮減するという目標を踏まえ、学校における働き方改革に係る一層の取組を進めるとしている（※参考資料 4）。具体的には、1 か月 45 時間以内、年 360 時間以内の教職員 100%を目指すこととしている。また、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、「学校と教師の業務の 3 分類」を示している（※参考資料 5）。

埼玉県では、国の方針及び実態調査の結果を受け、令和元年 9 月に策定した「学校における働き方改革基本方針」（※参考資料 6）の改定を令和 7 年 4 月に行った。また、「埼玉県業務改善スタンダード」（※参考資料 7）の改訂も行い、教職員の働き方改革をより一層推進していくとしている。目標は、月 45 時間以内、年 360 時間以内の教員数の割合を令和 9 年度末までに 100%とする。また、ウェルビーイングの視点から「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立を目指すこととしている。

埼玉県 学校における働き方改革基本方針（R7～R10.3）

目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

目標

〈時間外在校等時間〉月 45 時間以内、年 360 時間以内の教職員の割合 100%
〈ウェルビーイング〉「働きやすい」「働きがいのある」教育環境の確立

(2) 本市の現状

令和 2 年 3 月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、継続的に働き方改革を推進している。教職員の時間外在校等時間（勤務時間を除いた在校時間）については、毎月の校長会で報告を行っている。現在その集計結果については、公表を行っていない。

①勤務時間を除いた在校等時間が、月 45 時間を超える教職員の割合（含休日）

	令和 7 年 3 月期	令和 6 年 3 月期
小学校	県 18.4%	県 26.2%
	市 23.2%	市 33.2%
中学校	県 34.2%	県 39.0%
	市 28.6%	市 35.3%

②勤務時間を除いた在校等時間が、月 80 時間を超える教職員の割合（含休日）

	令和 7 年 3 月期	令和 6 年 3 月期
小学校	県 0. 3 %	県 0. 5 %
	市 0. 0 %	市 0. 4 %
中学校	県 2. 5 %	県 3. 6 %
	市 0. 0 %	市 0. 0 %

③勤務時間を除いた在校等時間が、年 360 時間を超える教職員の割合（含休日）

	令和 7 年 3 月期	令和 6 年 3 月期
小学校	県 47. 6 %	県 54. 8 %
	市 52. 2 %	市 58. 4 %
中学校	県 61. 3 %	県 66. 4 %
	市 59. 4 %	市 75. 9 %

（３）本市の取組

- ・校務支援システムの導入
（通知票、出席簿、指導要録、健康診断票のデジタル化等）
- ・IC カード打刻による客観的な在校時間の把握
- ・教員の業務の補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置
- ・電話対応時間の設定
- ・主催する会議や研修会の精査、開催方法の工夫（オンライン等）
- ・部活動指導員の配置
- ・小学校プールの集約化（プールの維持管理業務の軽減）
- ・休憩時間の確実な実施に向けた支援
- ・効果的な取組の具体例等の情報提供

（４）各学校における取組の例

- ・登校時刻の見直し ・年間授業時数と時間割の見直し（執務時間の確保）
- ・行事の精選 ・配布物のメール送信 ・タブレット端末の活用 など

2. 学校における働き方改革の成果と課題

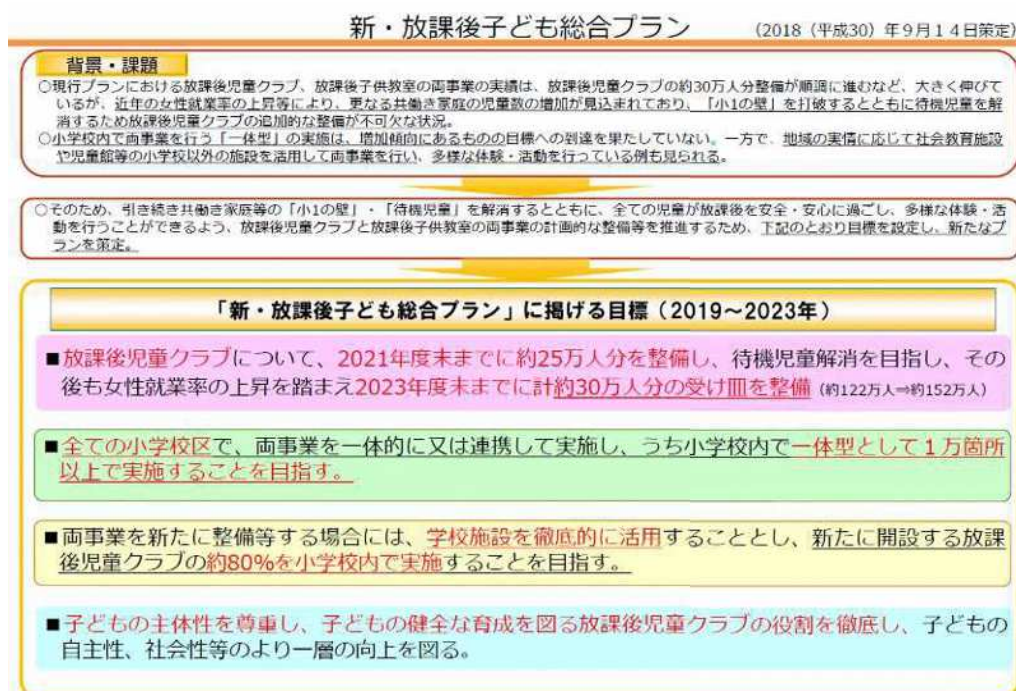
これまでの取組により、本市教職員の時間外在校等時間は年々減少してきており、働き方改革の取組は一定の成果が上がっていると考えられる。しかしながら、国や県が目標としている月 30 時間程度、年 360 時間には、まだまだ程遠い現状である。今後は、目標達成に向けた取組をさらに充実させるとともに、働き方改革の取組状況（本市の時間外在校等時間）の公表を進めることや教職員一人ひとりの業務改善・時間管理に対しての意識改革をこれまで以上に推進していく必要がある。

1. 総合的な放課後児童対策の推進

(1)一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは

平成 30 年に公表された「新・放課後子ども総合プラン」は、平成 31（令和元）年～令和 5 年の間に全ての小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を実施し、うち**両事業とも同一小学校内等で実施する「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」を 1 万箇所以上とすること**を目標に掲げています。同プランに基づき、各自治体では放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な又は連携した実施を中心に、両事業の計画的な整備が進められているところです。

図表 1 新・放課後子ども総合プラン



資料：厚生労働省公表資料

図表 2 両事業について

放課後児童健全育成事業：

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。)に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るもの

放課後子供教室：

地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」の一環であり、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動

資料：厚生労働省、文部科学省公表資料をもとにみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)作成

「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」とは、**同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラム（学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等）に参加できるもの**をいいます。

ここでいう「同一の小学校内等」とは、放課後子供教室又は放課後児童クラブのうち一方を小学校内で実施しており、他方を当該小学校に隣接（子ども自身で安全に移動することが可能な、通りを挟んだ向かい側等を含む）する場所で実施している場合（公民館、児童館等）を含みます。

図表 3 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について

同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラム(学習支援、体験プログラム、スポーツ活動、読書活動、自由遊び等)に参加できるもの

※「同一小学校内等」とは、放課後子供教室又は放課後児童クラブのうち一方を小学校内で実施しており、他方を当該小学校に隣接(児童自身による移動を安全に行うことが可能な、通りを挟んだ向かい側等を含む)する場所で実施している場合(公民館、児童館等)も含む

資料：厚生労働省、文部科学省公表資料をもとにみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)作成

なお、本ガイドブックでは一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室のことを「一体型」と呼んでいます。

(2) なぜ一体型を推進するのか

一体型の実施に関しては、効果の一方で乗り越えるべき課題も多く、自治体の状況によっては「なぜ一体型を実施しなければならないのか」と、戸惑いを感じている担当者もいるかもしれません。

新・放課後子ども総合プランが目指す「両事業の一体的な又は連携した実施」とは、どのようなものでしょうか。

新・放課後子ども総合プランが目指す「子どもの放課後の居場所確保」と、 それを実現する手段としての一体型

放課後児童クラブと放課後子供教室は、同じ「子どもの放課後」を対象とした事業ですが、異なる趣旨目的の下で発展を遂げてきました。

しかし近年、子どもの放課後を取り巻く状況は、大きく変化しています。具体的には、子ども数の減少、共働き家庭の増加、家庭の孤立化、放課後に遊べる場所や体験の不足、地域と子どもの関わりの縮小等が指摘されており、放課後の時間の過ごし方が変わるだけでなく、「こんな放課後を過ごしたい」というニーズも変化・多様化していると考えられます。

- 子どもの放課後生活をめぐっては、ここ数十年の間に、子ども数や兄弟数の減少、共働き家庭の増大や就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加や「子どもの貧困」の社会問題化、また、自由に遊べる場所や遊ぶ時間の縮小、自然や生物、実際の物事と直接的に関わる生きた体験の不足、多くの子どもが習いごとや学習塾に通っていることなど、様々な社会状況の変化がみられる。
- 放課後児童対策の中で、共働き家庭等の子どもが利用する放課後児童クラブについては、女性の就業率の上昇等に伴い、近年、利用児童数が増加の一途にあり、待機児童も生じている。今後、女性の就業率の更なる上昇が進めば、放課後児童クラブの利用児童もさらに増加すると考えられる。保育所において待機児童解消のための受け皿を整備している状況がある中で、小学生の放課後の受け皿もまた充実させていく必要がある。

資料：厚生労働省「総合的な放課後児童対策に向けて 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ」
(平成 30 年)

- 地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠。

資料：文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン 参考の手引」

新・放課後子ども総合プランは、こうした近年の状況を踏まえて「総合的な放課後児童対策」を目指すものです。同プランでは、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる」環境の整備を目標に掲げています。

図表4 新・放課後子ども総合プラン（抜粋）

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進める。

資料：厚生労働省、文部科学省公表資料

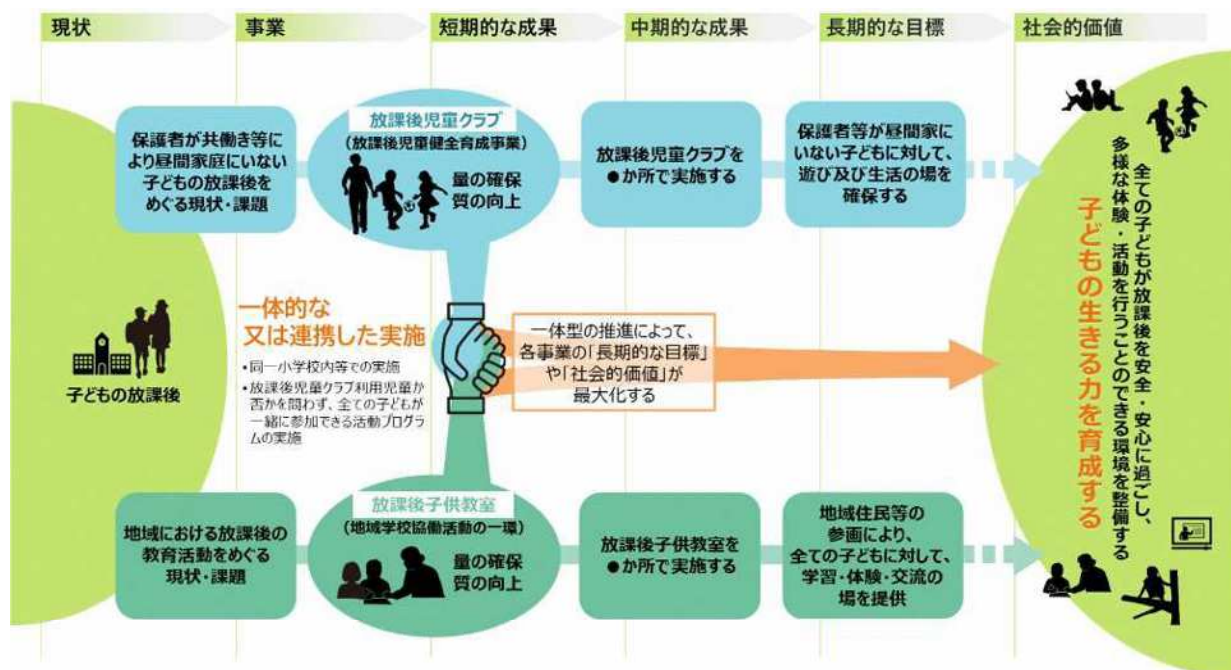
放課後児童クラブ・放課後子供教室の各事業は、単独で実施した場合にももちろん、同プランが目指す「子どもの放課後の居場所確保」の実現に一定の役割を果たすことができます。

しかし、全ての子どもが放課後子供教室の活動に参加できる体制を確保することで、放課後児童クラブ利用児童を含めたより多くの子どもにとって、**交流の範囲や放課後の過ごし方の選択肢**が広がります。**放課後子供教室の活動に協力する地域住民と子どもとの関わり**がより広がり、深まります。さらに同一小学校内等に両事業を整備することにより、子どもは**学校⇄放課後児童クラブ⇄放課後子供教室⇄自宅を安全に行き来**することができるようになります。小学校の施設設備は、子どもが使うことを前提としてつくられているので、**活動中の安全確保**にも適しています。新・放課後子ども総合プランは、こうした状況を踏まえて「同一小学校内等での実施」や「放課後児童クラブ利用児童か否かを問わず、全ての子どもが一緒に参加できる活動プログラムの実施」を推進するものです。

つまり、**一体型としての実施は、目的ではなく手段**です。両事業の一体的な又は連携した実施は、両事業がそれぞれの趣旨目的に応じて行われることを尊重しつつ、同一小学校内等での実施や（放課後児童クラブ利用児童を含めた）全ての子どもが放課後子供教室の活動に参加できる環境の整備によって「**全ての子どもが安全・安心に過ごす」「地域住民等の参画により多様な体験・活動を提供する**」放課後の時間・空間を創出し、「**子どもの生きる力を育成する**」¹地域としての価値を最大化する方法と捉えることができます。

¹ 厚生労働省が平成30年に公表した「総合的な放課後児童対策に向けて 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ」には、「放課後という時間・空間は、「生きる力」の育成において、大きな役割を果たしている」「放課後生活と学校教育を通じてともに「生きる力」を育成していくことが必要である」とあります。

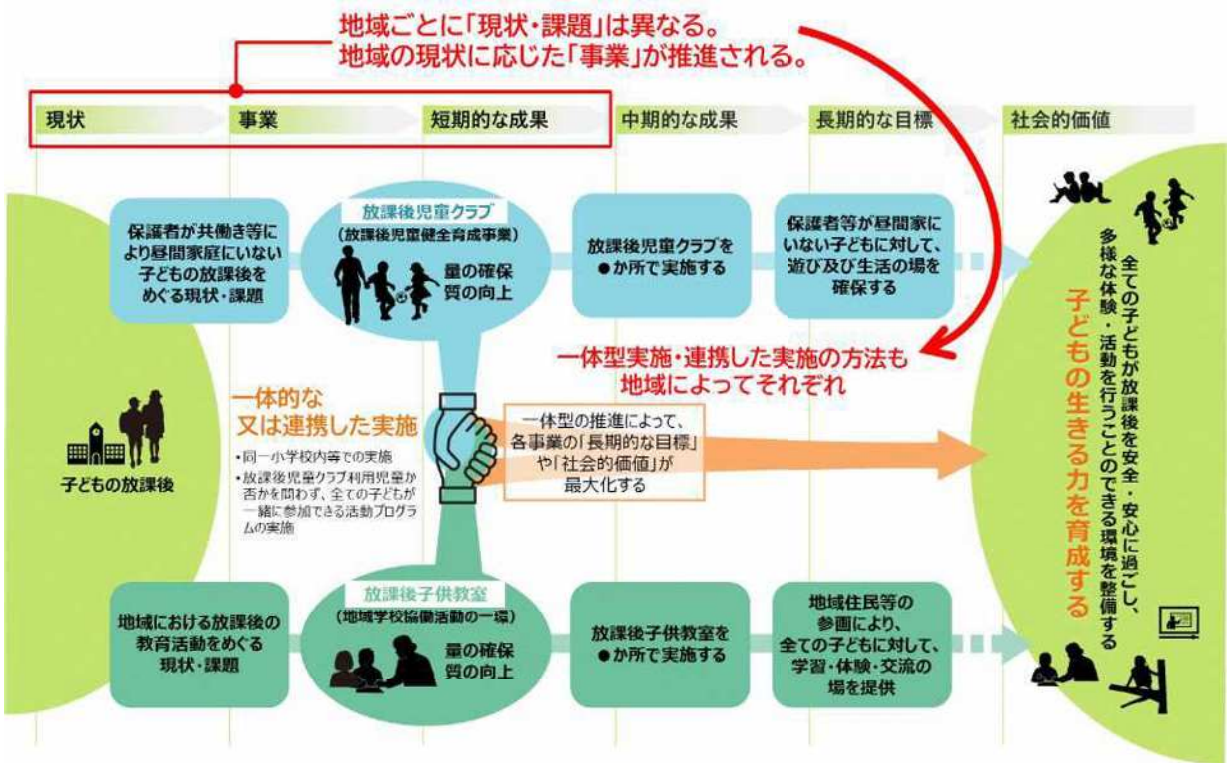
図表 5 新・放課後子ども総合プランが目指す方向性（イメージ）



資料：ロジックモデルの考え方を援用してみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)が作成

なお、子どもの放課後をとりまく現状や課題は、地域により異なります。活用できる資源も異なります。そのため、各自自治体は、地域の実情を踏まえながら、新・放課後子ども総合プランが求める一体型実施・連携した実施をどのように具現化するか、検討することとなります。つまり、**両事業の一体的な又は連携した実施の方法は、地域の実情に応じて多様であらう**と考えられます。

図表 6 新・放課後子ども総合プランが目指す方向性（イメージ）
：地域の実情に応じた一体型実施・連携した実施の考え方



資料：ロジックモデルの考え方を援用してみずほリサーチ&テクノロジーズ(株)が作成

放課後児童対策パッケージ 2025

令和 6 年 12 月

こども家庭庁・文部科学省

放課後のこどもの豊かな時間、安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成する視点で重要であり、また、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から喫緊の課題である。そのため、これまでこども家庭庁と文部科学省では、場や人材の確保等を通じた放課後児童クラブの受け皿整備や、多様な居場所づくり等の全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための取組を推進してきたところである。

特に、放課後児童クラブの受け皿整備については、累次の対策（※1）により、「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の観点から、各種補助事業等を通じて集中的に取り組んできたところである。その成果として、令和6年5月1日時点において、目標値である約152万人¹に近接する151.9万人に至ったものの、待機児童数は同年5月1日時点で1.8万人、10月1日時点で0.9万人となり、令和5年度に比べて増加が認められて（※2）いる。

※1 「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定。以下「新プラン」という。）、「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月策定。以下「パッケージ2024」という。）。これらに基づき、こども家庭庁（令和4年度以前は厚生労働省）と文部科学省が連携し、放課後児童対策の一層の強化を図ってきた。

※2 待機児童数増の背景としては、近年、女性の就業率の上昇や、正規雇用化の進展、受け皿整備に伴う潜在的な需要の喚起等により、放課後児童クラブに対するニーズが当初の想定を上回って増大していることが考えられる。

こうした状況やパッケージ2024に基づく取組を進める中で浮かび上がってきた課題を踏まえて従来の取組の継続に加えて新たな取組を進めることとし、待機児童の解消に向けた対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、両省庁が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき内容について、以下のとおり、「放課後児童対策パッケージ2025」としてとりまとめた。

¹ 「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）においても、新プランによる受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）を「加速化プラン」の期間中の早期に達成できるよう取り組むこととしている。

パッケージ 2025 における新規・拡充事項のポイント

（経緯と3つの課題）

パッケージ 2024 において掲げたとおり、待機児童が多く発生している自治体に対してヒアリングや助言等を重ねるとともに、当該自治体を含めた待機児童の発生状況の推移等を分析してきた。こうした現状確認・分析を通じて、以下の3つの課題が明らかとなった。

- 待機児童の発生状況について偏りが見られる。すなわち、長期休業期間前に多くの待機児童が発生すること（時期の偏り）、特に必要性が高い小学校1年生の待機児童が発生していること（学年の偏り）、待機児童は一部の自治体において特に発生していること（地域の偏り）である。こうした偏りを踏まえると、状況の違いに応じたきめ細かな対応が必要となる。
- 自治体において、補助事業を十分に活用できていない状況が見られる。国ではこれまで、待機児童縮減に向け、職員の処遇改善、職員配置に係る運営費補助、ICT化の支援等、累次の事業を行ってきたところだが、自治体において必ずしもこうした事業の活用方法が理解されておらず、結果として補助事業の活用に至っていない例が散見される。このため、国が個別自治体の状況を詳細に把握した上で、活用できる補助メニューを案内する等の取組を更に進める必要がある。さらに、自治体の中には、待機児童の状況に鑑み、望ましい定員数を一時的に超過して児童を受け入れている状況が見られることから、安全対策のための定員管理について改めて整理する必要がある。
- 自治体内において、関係部局間・関係者間の連携に課題が見られることがある。福祉部局と教育部局間において適切に連携が図れるよう環境を整備することで、学校施設の一層の活用や放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進などの取組において、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携・協力を図っていくことが必要である。

（3つの課題を踏まえた6つの対応策）

これらの3つの課題を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の解消に向け、「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の推進の継続に加え、以下の取組の充実を図る（〔 〕内は次頁以降の施策番号）。

- 1) **待機児童が年度前半に多く発生し、夏季休業期間以降には減少する傾向にあること**、夏季休業期間のみの利用を希望する家庭が一定数あると想定されることを踏まえ、**年度前半及び夏季休業期間中の開所支援のあり方を検討する。**〔1（1）4）①・②〕

- 2) 特に就学にあたっての保護者の不安が大きいと想定される小学校新1年生の待機の解消をまずは重点的に推進する。〔1(1)3〕
- 3) 待機児童数の多い自治体が「場の確保」「人材の確保」を加速的に進めることができるよう、放課後児童クラブへの民間の新規参入支援や、大学等と連携した人材確保や若手と呼び込むインターンの実施、放課後児童クラブと同程度の預かりを行う事業の実施等のモデル事業等を展開する。〔1(1)1〕⑦〕〔1(1)2)③〕〔1(2)1)⑤〕
- 4) 「場の確保」「人材の確保」「利用調整(マッチング)」を支援する各種補助事業の活用状況に差があることから、支援情報をプッシュ型で届ける取組を継続するとともに、自治体の創意工夫の情報を共有することで自治体が取り組みやすくなるよう、待機児童が発生している自治体について、学年別や自治体独自の居場所事業を含めた他事業利用の状況等、待機児童のより詳細な状況や、各種補助事業の活用状況を含めた取組状況の詳細の公表を行う。〔1(1)3)①〕〔1(1)5)①〕
- 5) こどもの居場所の安全確保は最優先で取り組むべき事項であり、受け皿整備の推進や研修の実施等の徹底を図るとともに、待機児童解消のために緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策を検討する。〔1(1)4)③〕
- 6) 「場の確保」について、学校施設の徹底活用を一層促進するためには、福祉部局と教育委員会の連携が重要であることから、運営委員会や総合教育会議の活用を促進する。また、放課後児童クラブや放課後子供教室で学校施設を活用する際に教師の負担を生じさせることのない管理運営の好事例や、放課後子供教室と放課後児童クラブの校内交流型等の好事例の共有も進める。〔1(1)1)⑤〕〔2(1)①・②〕〔2(2)②〕

本パッケージを活用し、こども家庭庁と文部科学省とが連携し、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、都道府県・市町村（特別区を含む。以下同じ。）における放課後の居場所の量的充足と「こどもまんなか」な放課後の実現を推進していく。これにより、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図る。

Ⅰ．放課後児童対策の具体的な内容について

（Ⅰ）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の推進に引き続き取り組むとともに、「时期的なニーズの変動等への対応」を進める。また、これらの各種支援策を、待機児童数の多い自治体に対して、それぞれの状況に応じて両省庁から積極的に紹介し、活用を助言する（プッシュ型支援）等、自治体へのきめ細かな支援に努める。

Ⅰ）放課後児童クラブを開設する場の確保

場の確保のためには、学校施設内外問わず、活用できる場を求めていく必要がある。これまで安全・安心な場の確保として学校施設の活用を推し進めてきたところ、小学校 35 人学級の実施や特別支援学級の増加等の事情がある中で、余裕教室の活用が見込めない場合もあることから、学校敷地内のプレハブ施設の整備や、特別教室等の一時的な活用（タイムシェア）も積極的に検討する必要がある。また並行して、学校外においても利活用できる空間の確保や施設整備も拡充して対応していく。

① 放課後児童クラブの施設整備に係る補助率の嵩上げ

待機児童が発生している自治体に対する施設整備費の嵩上げを継続する。あわせて、嵩上げ後の自治体負担分への更なる補助を実施し、待機児童対策を加速化する。（こども家庭庁：令和 6 年度補正予算²⁾）

② 学校（校舎、敷地）内における放課後子供教室と連携する放課後児童クラブの整備推進

校内交流型³⁾を整備する場合（子ども・子育て支援施設整備交付金、子ども・子育て支援交付金）の補助基準額の嵩上げを継続して実施することで、引き続き学校内における放課後児童クラブの整備を促進する。（こども家庭庁）

③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進

学校敷地外で地域の子どもと共に過ごし交流する場を一体的に整備する場合（子ども・子育て支援施設整備交付金）の補助基準額の引き上げを継続して実施し、学校内の校舎や敷地に余裕がない地域を含む学校外における放課後児童クラブの整備を推進する。

あわせて、「放課後児童クラブ利用調整支援事業」を活用の上、市町村が放課後児童クラ

²⁾ 予算の表記については、令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度における拡充事業についてのみ記載している。

³⁾ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」としている。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これをパッケージ 2024 以降「校内交流型」と改めた。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

ブの設置等に向けた既存施設の空きスペースの確保支援等を行えるよう、積極的に周知する。

また、都市公園における放課後児童クラブの設置について、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであって、技術的基準に適合する場合については、占用許可を受けられることを周知する。（こども家庭庁）

④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進

放課後児童クラブの量的拡充を図るため、学校敷地内外のプレハブリース料への補助を継続するとともに、令和6年度に引き上げた民家・アパート等を使用する際の賃借料補助水準を維持し、受け皿整備の推進を図る。（こども家庭庁）

⑤ 学校施設の積極的な活用

学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進するため、学校教育に支障が生じない範囲で、余裕教室の活用に加えて、学校内の特別教室や学校図書館等のタイムシェアや体育館や校庭等の有効活用、廃校施設の活用を図るとともに、学校における働き方改革の観点も踏まえ、教師の新たな負担とならないよう学校施設を活用する際の管理運営上の責任体制の明確化を促す。（こども家庭庁・文部科学省）

⑥ 保育所等の積極的な活用

保育所等における放課後児童クラブの実施に関して、余裕スペースにおけるタイムシェアの推進や施設を転用する際の財産処分手続の周知を行うとともに、こうした施設を活用する場合の放課後児童クラブの職員体制や専有面積等の基準上の解釈を周知する。（こども家庭庁）

⑦ 民間事業者による放課後児童クラブへの参入支援【新規】

待機児童が発生している都道府県（待機児童数 300 人以上）・市町村（同 100 人以上）が、待機児童を解消する目的で、新たに民間事業者による放課後児童クラブへの参入を促進する事業等について、事業経費の補助を行うことで、受け皿整備の推進を図り、待機児童対策を加速化する。（こども家庭庁：令和6年度補正予算）

⑧ スモールコンセッションによる事業所整備の周知【新規】

「スモールコンセッション」とは、廃校等の空き施設や自治体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模な官民連携事業により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組の総称であり、放課後児童クラブの場の確保

方策において参考になると考えるため、国土交通省と連携し、周知を行う。(こども家庭庁)

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

人材の確保については、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、「こども・子育て支援加速化プラン」(以下、「加速化プラン」という。)に盛り込まれた常勤職員配置の改善等に引き続き取り組む。

① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善

放課後児童クラブの安定的な運営を図るとともに、職員の安定的、継続的な関わりを促進する観点から、「加速化プラン」を踏まえ、常勤の放課後児童支援員を複数配置する放課後児童クラブに対する補助を継続して実施する。(こども家庭庁)

② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善

放課後児童支援員等に対する各種処遇改善事業を継続し、放課後児童クラブにおける人材確保を支援する。具体的には、18時30分以降開所している放課後児童クラブにおける賃金改善の実施に対する費用補助(放課後児童支援員等処遇改善等事業)、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善の実施に対する費用補助(放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業)、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に対する費用補助(放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善))を実施するよう、あらゆる機会を通じて自治体に周知していく。(こども家庭庁)

③ 放課後児童クラブに従事する職員の確保支援【新規】

待機児童が発生している都道府県(待機児童数300人以上)・市町村(同100人以上)が、放課後児童クラブに従事する職員を確保するために、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組等に必要な経費の補助を行うことにより、自治体における人材確保を促進する。(こども家庭庁：令和6年度補正予算)

④ 平日夜間の人材確保支援【拡充】

放課後児童クラブを夜間にかけて開所する場合、人材を確保することが更に困難となることから、従来の長時間開所加算(平日分)の要件について見直しを行うとともに、財政支援を検討する。(こども家庭庁：令和7年度拡充)

⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援【拡充】

「保育人材等就職・交流支援事業」において、放課後児童支援員を対象とした取組も補助

の対象とすることや、「保育士・保育所支援センター設置運営事業」において、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とする際の加算を行うことを継続し、自治体における人材確保を促進する。

加えて、放課後児童支援員については、希望する就職にはつながりやすい一方で求職者が少ない現状を踏まえ、ハローワークと連携して潜在層の掘り起こし等を行う。具体的には、ハローワークにおけるセミナー就職説明会等の場において、保育士等とあわせて放課後児童支援員についてもその対象とする等、様々な機会を通じて採用機会の拡大を図る。（こども家庭庁）

⑥ ICT 化の推進による職員の業務負担軽減

放課後児童クラブ業務の ICT 化を推進するとともに、オンラインを活用した資質向上研修等を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、放課後児童支援員等の業務負担の軽減を図る。（こども家庭庁：令和 6 年度補正予算）

⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

放課後児童支援員等が育成支援に専念できるよう周辺業務を行う職員配置等を行う事業（放課後児童クラブ育成支援体制強化事業）を継続して実施し、この活用についてあらゆる機会を通じて自治体に周知していく。（こども家庭庁）

⑧ 放課後児童クラブ分野の DX 化による職員の業務負担軽減【新規】

放課後児童クラブ DX を推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費の補助を行うことにより、利用調整の円滑化による待機児童対策を推進するとともに、職員の業務負担軽減を図る。（こども家庭庁：令和 6 年度補正予算）

3) 適切な利用調整（マッチング）

適切な利用調整（マッチング）の面では、正確な待機児童の発生状況や放課後児童クラブの空き状況を適時に把握し、調整を行うことが求められる。また、地域の実情等に応じて、在籍している小学校から離れた放課後児童クラブへの送迎を行うことにより、空き定員を有効活用し、放課後にこどもが過ごす場を確保することも有効である。

マッチングに際しては、待機児童の状況をより詳細に把握した情報を活かし、まずは就学にあたっての保護者の不安が強いと想定される小学校新 1 年生への対処を行うなど、不安や就労と子育ての両立の壁がより高いと想定される層への対処に留意する。

① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表【一部新規】

待機児童数を適確に把握し、対策に反映していくため、令和7年5月1日時点及び10月1日時点の放課後児童クラブの実施状況に関する調査を継続して実施するとともに、利用ニーズの正確な把握のため、待機児童の具体的な状況（学年、放課後児童クラブ以外の居場所の有無）等を明らかにする。あわせて、待機児童については、国として定義を示しているところであるが、自治体に対して改めて定義を周知し、正確な待機児童の把握に努めるよう要請する。（こども家庭庁）

② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

「放課後児童クラブ利用調整支援事業」により、待機児童に対して、利用者のニーズに応じ、定員に余裕のある他の放課後児童クラブの利用をあっせんする。その際、定員に余裕のある放課後児童クラブへの送迎支援について、待機児童発生自治体に対する拡充策を令和7年度も維持することで、移動時の安全確保にも配慮しつつ、待機児童対策を推進する。（こども家庭庁）

加えて、地域の公共交通のり・デザイン実現会議とりまとめ（令和6年5月17日）⁴に基づき、「放課後児童クラブ送迎支援事業」の実施においては、地域の公共交通事業者等への送迎業務の委託が可能であることを自治体に対して引き続き周知する。（こども家庭庁）

また、移動時の安全確保に配慮するため、スクールバスの運行ルート上に放課後児童クラブや放課後子供教室の実施場所を設定することが考えられることを自治体に対して周知する。（文部科学省・こども家庭庁）

4）時期的なニーズの変動等への対応

① 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

放課後児童クラブの年度前半の利用ニーズが高いことに対する支援として、放課後児童クラブが小学校の夏季休業期間中に事業所内において支援単位を増やす場合の既存の補助に加えて、事業所外の分室において、一時的に放課後児童クラブを実施する場合等に必要な運営費等の補助を行い、受け皿の量的拡充を図る。（こども家庭庁：令和7年度拡充）

② 年度前半の放課後児童クラブの開所支援のあり方の検討

年度前半から夏季休業期間のこどもが過ごす場の確保に係る自治体における独自の取組や、待機児童の状況について調査するとともに、その結果を踏まえ、年度前半の放課後児童クラブの開所支援のあり方を引き続き検討する。（こども家庭庁）

⁴ https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000366.html

③ 支援の単位あたりの児童数の考え方の検討【新規】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)に基づき、1 支援の単位あたりの集団規模はおおむね 40 人以下が望ましいとしているところ、途中での入退所が想定されている放課後児童クラブの特性を踏まえ、補助金では 36～45 人の支援の単位への財政支援を厚くしている。待機児童が発生している状況下において、やむを得ない理由により、一時的に望ましい人数を超過した場合の考え方について整理する。その際には、利用実態を把握するとともに、よりこどもの安全確保対策に資する観点をもって検討する。(こども家庭庁)

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進

① 待機児童が多数発生している自治体への支援【一部拡充】

待機児童が多数発生している自治体や放課後児童対策に課題を抱えている自治体に対しては、こども家庭庁・文部科学省からプッシュ型で、当該自治体の福祉部局・教育委員会双方への支援を行う。具体的には、両省庁の担当者がチームを組み、補助金等に関する情報提供や、学校施設活用等の学校との連携に関する助言等を行う⁵。(こども家庭庁・文部科学省)

また、待機児童が多数発生している自治体について、自治体間の情報共有を促進し取組の参考となるよう、待機児童の詳細な状況と合わせて、各種補助事業の活用状況等、待機児童対策の取組状況も公表する。(こども家庭庁)

② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

学校施設を活用して放課後児童クラブを実施するにあたっては、自治体における福祉部局と教育委員会の連携に加え、放課後児童クラブ関係者等(放課後子供教室を実施している場合には、地域学校協働活動推進員⁶等の放課後子供教室関係者を含む)と学校関係者の間で十分な連携・協力を図る必要がある。この点、放課後児童クラブ関係者等を学校運営協議会の委員に加えたり、学校運営協議会の議題を工夫したりするなど、コミュニティ・スクールの仕組みを活用して情報や課題等を共有することが効果的であることから、そうした好事例を周知するなどして学校運営協議会制度の導入や積極的活用に向けた自治体の取組を推進する。(文部科学省)

⁵ 令和 6 年度は、待機児童が 100 人以上生じている自治体のうち、前年度よりも待機児童が大幅に増加したり、放課後児童クラブの定員充足率が低い等の状況にある計 17 自治体に訪問やオンラインによる助言等を実施し、あわせて文書によるフォローアップを計 15 自治体に対して実施している。

⁶ 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者で、社会教育法第 9 条の 7 の規定に基づき教育委員会が委嘱した者

（２）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

全てのこどもにとって、放課後における安全・安心な居場所の確保は重要である。このため、これまで推進してきた放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型に留まらず、多様な居場所づくりを推進していく。あわせて、居場所におけるこどもへの支援等の質の向上に資する取組を多角的に行っていくほか、従事する職員やコーディネートする人材の確保に向けた支援を講ずる。

１）多様な居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進【一部拡充】

「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用して放課後子供教室を実施する場合には、校内交流型を中心として連携して実施すること、放課後児童クラブの児童も含めた全てのこどもたちの参加促進が図られるよう努めることを自治体に対して要請する。また、同事業における校内交流型・連携型に対するインセンティブ付与⁷を実施する。（文部科学省：令和７年度拡充）

放課後児童クラブについても校内交流型・連携型への支援を拡充していく。（こども家庭庁：再掲）

② こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和５年１２月閣議決定）は、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長する「こどもまんなか」な居場所づくりを目指すものである。この趣旨は、放課後児童対策全体においても共有されるものであり、引き続き指針の趣旨を周知していく。（こども家庭庁・文部科学省）

あわせて、本指針に基づき、各自治体におけるニーズ把握や広報啓発等の支援を行うとともに、「NPO 等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）」や支援体制構築等を行うコーディネーター配置支援を行う。（こども家庭庁：令和６年度補正予算、令和７年度拡充）

また、地域学校協働活動と連携した居場所づくりの充実を図るため、当該コーディネーターと地域学校協働活動推進員等の連携を促進する。（こども家庭庁・文部科学省）

さらに、中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、こどもの安全・安心な居場所の確保を図るため、小規模の放課後児童の預かり事業と地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の居場所づくり（小規模多機能・放課

⁷ これまで校内交流型のみ、新規開設時の備品整備に関するインセンティブ付与を行ってきたところ、その拡充と併せ、新たに校内交流型以外の連携型の新規開設時における備品整備にも対象を拡大することとしている。

後児童支援事業）を推進する。（こども家庭庁）

加えて、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる自治体において、児童館・公民館等に専門スタッフを配置し、入退館管理等を行う事業（放課後居場所緊急対策事業）を継続する。また、長期休業中の待機児童対策としても同事業が活用可能であることを周知する。（こども家庭庁）

このほか、児童館に放課後児童クラブを併設するとともに、学校から児童館への直接来館（いわゆるランドセル来館）を推進するため、運営上の課題等を整理し、情報提供を行う。また、児童館における小学校高学年や中・高校生世代を対象とする遊びのプログラムの開発を継続し、小学校高学年を中心とした放課後児童クラブ退所後のこどもの居場所を確保する。さらに、児童館のもつ居場所機能に着目し、機能強化を図る児童館の施設整備費の補助率の嵩上げを継続する。これらにより、こどもの長期的・継続的な支援を行うことを目指す。（こども家庭庁）

③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）

学校施設の活用のみならず、放課後児童対策の改善・充実を図る上でも、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、関係者間の連携・協力を図ることが効果的である。このため、好事例の周知、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について豊富な知見を有するCSマイスターの派遣等により、学校運営協議会制度の導入や積極的活用に向けた自治体の取組を推進する。（文部科学省）

④ 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブや放課後子供教室において、障害のある児童が参加すること、虐待やいじめを受けた児童が来所すること、地域によっては日本語能力が十分でない児童が多く来所することもあることから、自治体や放課後児童クラブに対して、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間の連携のほか、必要に応じ、専門機関・施設や要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携を促す。（こども家庭庁・文部科学省）

特に、障害のある児童については、令和6年4月施行の改正児童福祉法において地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化された児童発達支援センター等との連携強化を進める。あわせて、障害児通所支援と放課後児童クラブを併行利用することもいることから、調査研究により機関連携等に関する実態を把握した上で、そのノウハウ等を周知する。また、日本語能力が十分でない児童に対しての育成支援を行うために必要とする翻訳機の購入や、翻訳等を行う育成支援の周辺業務を担当する職員配置に対して財政支援を行う。（こども家庭庁：令和6年度補正予算）

⑤ 放課後児童クラブ待機児童への預かり支援実証モデル事業【新規】

待機児童が50人以上発生している市町村において、待機児童に対して、開所日数や開所時間等が放課後児童クラブと同程度の預かり支援を行う事業の検討や実証等に係る経費を補助することにより、放課後のこどもの居場所を確保するとともに待機児童の解消につなげる。（こども家庭庁：令和6年度補正予算）

⑥ 朝のこどもの居場所づくりの推進

学校における働き方改革の一環として、学校の開門を登校時間の直前とするなど朝の時間帯の教師の業務負担軽減の取組が行われる中において、児童の登校時間より早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯のこどもの居場所が課題となっていることを踏まえ、授業開始前に、校庭の開放や家庭科室を活用したこども食堂の実施等に取り組んでいる自治体や、児童が就学前までに通っていた保育所において朝の対応を行うことを検討している自治体もある。

朝の時間帯における学校施設の利用においても教師の新たな負担とならないよう管理運営上の責任体制に留意しつつ、自治体における独自の取組を支援するため、地域ボランティアの配置等に当たっては「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）」や「地域と学校の連携・協働体制構築事業」が活用可能であることや、取組の好事例を周知する。（こども家庭庁・文部科学省）

また、こうした問題には、柔軟な働き方の推進による対処も考えられることから、柔軟な働き方を取り入れている企業等の取組などが広く行われるよう、「こども・子育てに優しい社会づくり」を社会全体で推進する気運醸成に取り組む。（こども家庭庁）

⑦ 能登半島地震を踏まえた災害時の放課後等におけるこどもへの支援

令和6年能登半島地震の被災地に対しては「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」において被災したこどもの居場所づくり支援を行ったところであるが、これまでの被災地におけるこどもの居場所づくりの事例等を踏まえ、発災前から備えておくことも視野に入れた、災害時におけるこどもの居場所づくりの手引きを作成する。（こども家庭庁）

また、令和6年能登半島地震の発災を受け実施している「被災地の子供への学習・体験活動の提供支援」に関して、被災地の実情を踏まえながら、一定の成果や課題を整理した上で、自立的・継続的に被災地のこどもが放課後等に多様な学習・体験機会を享受できる環境整備を推進する。（文部科学省）

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善（再掲）
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）

③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

放課後子供教室をはじめとした地域学校協働活動を充実するため、地域学校協働活動推進員等について「地域と学校の連携・協働体制構築事業」により、放課後児童対策などの地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援する。

また、放課後子供教室については、地域と学校が連携・協働して社会総掛かりでこどもの育ちを支える観点から、大学生・高校生や高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わる NPO、民間教育事業者、スポーツ・文化芸術団体などの地域人材の参画を促進する。（文部科学省）

3) 質の向上に資する研修の充実等

① 放課後児童対策に関する研修の充実

放課後児童クラブ、放課後子供教室等の放課後児童対策関係者の合同研修を積極的に実施し、交流や連携を促進するよう自治体に対して依頼するとともに、当該研修実施費用の補助を継続する。またその際に、近年の事故発生事案等を踏まえた安全対策に係る研修を実施するよう要請する。（こども家庭庁・文部科学省）

また、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」においても、放課後子供教室をはじめとした地域学校協働活動の質の向上を図るため、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に対する研修を支援する。（文部科学省）

② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（令和5年7月）に基づき、放課後児童クラブ運営指針に、児童間の性暴力への対応について盛り込む。これを実現していくため、放課後児童クラブの性被害防止対策に係る設備等支援を行う。また、放課後児童クラブにおける不適切な育成支援（施設職員による虐待等）の防止に向けた取組について更に検討する。（こども家庭庁：令和6年度補正予算）

放課後子供教室を含む地域学校協働活動についても、活動に際して地域ボランティアが複数で対応することの徹底や研修の充実など、各自治体における性被害等の防止に向けた取組を要請するとともに、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」の見直しを進める。（文部科学省）

③ 事故防止への取組

放課後児童クラブの活動中における重大事故等が相次いでいることを踏まえ、自治体や放課後児童クラブ等に対して、時宜に応じた注意喚起を行う。（こども家庭庁・文部科学省）特に死亡等の深刻な事態が起こりうるプール活動時の留意事項等に関して、事業所における先行事例等を取りまとめた上で情報提供を行う。（こども家庭庁）

併せて自治体が実施する研修においても直近の事故事例等を踏まえた安全対策に係る研修を実施するよう要請する（再掲）。（こども家庭庁・文部科学省）

なお、放課後児童クラブについては、1支援の単位あたりの児童数の考え方について、事故防止の観点も踏まえた検討を行う（再掲）。（こども家庭庁）

④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報

「はじめの100か月の育ちビジョン」（令和5年12月閣議決定）は、幼保小接続の重要な時期を含め、全てのこどもの「はじめの100か月」（母親の妊娠期～小1）の育ちを切れ目なく支えることを目指している。本ビジョンに基づき、地域の関係者が連携して幼児期から学童期にわたって育ちを保障していくことは、こどもが安心して放課後を過ごすことにもつながることから、ビジョンの趣旨を関係者に周知していくとともに、ビジョンを踏まえた教育・保育等の関係機関の連携による放課後児童対策の取組事例を国として紹介するなど、必要な広報を進める。（こども家庭庁）

⑤ 放課後児童クラブ運営指針の改正【新規】

近年の放課後児童クラブを取り巻く状況の変化や、各法令、「こどもの居場所づくりに関する指針」等を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」を初めて改正し、令和7年度から施行する。あわせて、同指針解説書を改訂し、周知に努める。（こども家庭庁）

⑥ いわゆる「スキマバイト」への対応【新規】

スマートフォンのアプリ等を介して、空いた時間に働くことができるいわゆる「スキマバイト」については、放課後児童支援員及び補助員が業務を行うにあたって、こどもとの安定的・継続的な関わりという観点から懸念があることを踏まえ、その活用についての考え方を整理し、周知する。（こども家庭庁）

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施

新プランの推進のために設置された市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会につい

ては、放課後児童対策を検討する上で有効な協議の場であることから、今後も継続するよう要請する。(こども家庭庁・文部科学省)

② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について取り上げることも想定されているところ、特に待機児童が発生するなど放課後児童対策の充実が喫緊の課題となっている自治体において、積極的に総合教育会議で取り上げるよう、関係会議等を通じて周知を図る。(文部科学省)

(2) 国における役割・推進体制

① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施

市町村、都道府県における推進体制と連動し、国においてはこども家庭庁と文部科学省の密な連携が欠かせないことから、放課後児童対策に関する二省庁会議を継続して実施する。これにより、福祉部局と教育委員会の更なる連携を図るとともに新たな課題にも適時に対応していく。(こども家庭庁・文部科学省)

② 放課後児童対策の施策等の周知

関係する会議・フォーラム等あらゆる機会を通じて、本パッケージやこども家庭庁と文部科学省が連名で発出した通知⁸の内容について周知を行う。

また、両省庁が行っている施策をはじめ、放課後児童クラブの空き状況の見える化に取り組む事例やコミュニティ・スクールの仕組みを活用して放課後児童対策に取り組む事例、放課後児童クラブや放課後子供教室で学校施設を活用する際に教師の負担を生じさせることのない管理運営の事例、校内交流型の事例、福祉部局と教育委員会が連携している工夫事例など、自治体の先駆的な取組を収集し、事例集としてまとめ、活用可能な支援策とともにウェブサイトに掲載する。(こども家庭庁・文部科学省、一部再掲)

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

今後更に放課後児童対策を充実させていく観点から、以下の目標や指標に基づく取組状況について、国として継続的にフォローアップを行い、施策の進捗管理を行う。

① 放課後児童クラブの整備

⁸ 「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」(令和5年8月31日付け 成環第125号・5教地推第71号こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)、「令和6年度以降の放課後児童対策について」(令和6年3月29日付け 成環第116号・5教地推第179号こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長通知)

目標：「こども未来戦略」に掲げているとおり、約 152 万人分の受け皿整備を着実に進め、できる限り早期に待機児童の解消を図る。なお、整備量については、待機児童の発生状況に合わせて、整備目標達成後も必要な定員の確保が図られるよう、引き続き注視していく。

指標：放課後児童クラブの整備量

② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携

目標：親の就労状況に関わらず、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進することとし、同一小学校区内で放課後児童クラブと放課後子供教室が実施されている場合は、両事業の参加児童が交流できるよう、できる限り早期に全てを連携型とする。

指標：同一小学校区内で放課後子供教室が実施されている放課後児童クラブの数
うち、放課後子供教室と連携している放課後児童クラブの数（連携型の数）
うち、同一小学校内等で実施している放課後児童クラブの数（連携型のうち校内交流型の数）

③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備

目標：こどもの安全・安心な居場所の確保の観点から、学校施設の積極的な活用を引き続き推進することとし、新規開設（学校外からの移転を含む。以下同じ。）する放課後児童クラブの所管部局が学校施設の活用を求める場合には、総合教育会議を活用するなどして調整を図り、できる限り早期に全て学校施設が活用できるようにする。

指標：学校内の放課後児童クラブの割合

当該年度に新規開設した放課後児童クラブのうち、学校内に整備された割合
当該年度の新規開設にあたり所管部局が学校施設の活用を求めた支援の単位数
うち、学校内に整備された支援の単位数⁹

（２）子ども・子育て支援事業計画との連動について

子ども・子育て支援法における都道府県・市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という。都道府県・市町村こども計画との一体的に策定されるものを含む。）において、新プランにおいて示してきた内容について引き続き盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができると考えられる。

⁹ パッケージ 2024 において、「当該年度の新規開設にあたり所管部局が学校施設の活用を求めた放課後児童クラブの数」及び「うち、学校内に整備された放課後児童クラブの数」をフォローアップすることとしていたところ、自治体の把握状況がそれぞれの「支援の単位」としているところが多いため、指標としては「支援の単位」と変更する。

特に令和7年度を始期とする第3期市町村事業計画における放課後児童クラブの量の見込みについては、校内交流型や連携型の記載について整理を行った上で、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』（第三期手引き）を周知しており、市町村において必要な量を適切に見込んだ上で、計画的に確保するよう促す。

（３）こども・子育て当事者の意見反映について

こども基本法に規定されているとおり、他のこども施策同様に放課後児童対策に関しても、自治体において、利用するこどもや子育て当事者の意見を聴取し、反映するよう検討していくことが求められる。これにあわせて「放課後児童クラブ運営指針」の改正及び「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」の見直しを進める（一部再掲）。

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～

教師の働き方が変わります！

教師が「学びの専門職」として、子供に全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**

さらに

教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善を進めます**

- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ** 等



学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための**環境整備**

- ・ 働き方改革を進めるための制度改革
- ・ 働き方改革に係る指針の改定や計画※1のひな形の作成、自治体への伴走支援
- ・ 学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知

教育委員会



- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- **部活動の地域展開等の推進**

学校



- **業務の精選・見直し**
 - ・ 学校における**業務分担**の見直し
 - ・ **標準を大きく上回る授業時数**の見直し
 - ・ **校務DX**の加速化 など
- **学校運営全体の中で取り組み**
 - ・ 学校評価を活用
 - ・ 学校運営協議会の仕組みを活用



地域・保護者

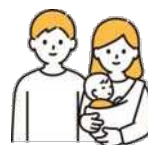
- **学校との連携・協働**
 - ・ **学校運営協議会**※2などを通じた学校運営への参画
- **自治体全体で取り組む**
 - ・ **総合教育会議**※3を通じた連携・協働



首長部局

学校の
指導・運営
体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の
処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた**処遇改善**(学級担任への手当の加算)



※1 業務量管理・健康確保措置実施計画を指す。各教育委員会において、どのように学校における働き方改革を進めていくかを示した計画のこと。

※2 保護者や地域住民が学校運営とその他のための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)

※3 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための 取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）

令和7年3月24日付け 6文科初第2755号

文部科学省の取組の方針：今後5年間で（令和11年度までに）、教師の平均時間外在校等時間を月30時間程度に縮減するという目標を踏まえ、学校における働き方改革に係る一層の取組を進める。

1. 働き方改革の取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築等について

- ◎業務量の現状や取組状況の公表＝「見える化」を行う
- 教職員の在校等時間の客観的な把握
 - ※校外や土日・祝日における従事時間も在校等時間として管理
- PDCAサイクルの構築（業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等）
 - ※教師のやりがいやメンタルヘルスの状況等、働き方改革の多面的な目的を踏まえた目標の設定が有効
- 教育委員会において、中心となって調整機能を発揮する担当の明確化

2. 学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

- ◎「3分類」に基づく14の取組をにより、更なる役割分担を推進
- 「①基本的に学校以外が担うべき業務」を優先的に
 - ・保護者・地域住民や首長部局等との連携・協働（登下校対応など）
 - ・教育委員会が主体となった具体的な取組（学校徴収金の徴収・管理など）
- 「②必ずしも教師が担う必要のない業務」＋「③負担軽減が可能な業務」
 - ・教員業務支援員の一層の配置促進と効果的な活用
 - ・市町村費負担事務職員の適正な配置

3. 保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働について

- ◎保護者や地域住民、首長部局等の理解・協力を得ること
 - 学校における働き方改革の実効性向上へ
- 学校運営協議会の議題として「学校の働き方改革」を取り上げる
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組を一層推進
- 教師を取り巻く環境整備について、総合教育会議の議題として取り上げる
- 学校だけでは解決が難しい事案の対応…行政による学校問題解決支援体制

4. 校務DXの加速化について

- ◎標準的なGIGAスクール環境の徹底的な活用の推進
 - 教師や校内・校外の学校関係者、教育委員が職員の負担軽減やコミュニケーションの迅速化・活性化に速やかに取り組む

5. 授業時数の見直しについて

- ◎標準授業時数を大きく上回って（年間1,086単位時間以上）教育課程を編成している所管の学校に対して、授業時数を見直すことを前提とした点検、指導体制に見合った改善が適切に行われるよう速やかな指導・助言を

★本県では、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成している学校を、小学校専科指導のための加配（小中一貫、学力向上、英語専科指導、小学校専科指導、働き方改革推進、教科担任制推進）の加配措置対象外とする。

6. 部活動について

- ◎地域の実情に応じた、休日の部活動の地域クラブ活動への移行の徹底
- 部活動指導員をはじめとした外部人材の活用が重要
 - 学校のニーズを的確に把握しつつ適切な配置の検討を
- 基本的に5時間授業日に部活動を実施することで平日の部活動が教職員の正規の勤務時間内に終了するよう工夫した事例
 - 教職員の長時間勤務の抑制へ

7. 労働安全衛生管理体制の整備・充実について

- ◎労働安全衛生法により義務付けられている労働安全衛生管理体制の未整備
 - 法令違反
- 法令上の義務が課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務が課されている学校に準じた労働安全衛生管理体制の充実を

8. 本通知の位置づけについて

- ◎学校における働き方改革に係る取組は、ほかにも、以下の通知等による。
 - ・令和6年9月通知、令和5年12月通知、令和5年11月通知、平成31年3月通知、令和5年度人事行政状況調査結果通知、ほか
- ※以上の各通知の詳細は、本通知の本文を参照

埼玉県、各市町村教育委員会、各学校等のそれぞれの主体がその権限と責任を踏まえて、適切に対応する

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフと
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

「学校における働き方改革基本方針」（令和7年4月1日～令和10年3月31日）の概要

1 目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

2 目指す教職員の働き方

「日本一働きやすい」「埼玉の先生になりたい」と言われる埼玉県を目指して
～ 「効果的・効率的な業務」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現 ～

3 目標

【時間外在校等時間*】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和9年度末までに100%に
【ウェルビーイング*】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

4 目標達成に向けた四つの視点と指標

四つの視点	定量指標	定性指標
(1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	取組ごとの達成状況	「役割認識」の実感、「オーバーワークではないこと」の実感、「チームワーク」の実感
(2)教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立	取組ごとの達成状況	「自己成長（新たな学び）」の実感、「リフレッシュ」の実感、「他者承認」の実感
(3)教職員の健康を意識した働き方の推進	取組ごとの達成状況	「自己裁量」の実感、「良好な職場環境等」の実感、「孤独ではないこと」の実感
(4)保護者や地域の理解と連携の促進	取組ごとの達成状況	「保護者・地域からの理解」の実感、「保護者・地域との協力体制」の実感

5 フォローアップ

- (1)「勤務管理システム*」等による客観的な在校等時間の把握
- (2)学校関係者及び保護者等で構成する「多忙化解消・負担軽減検討委員会*」等からの意見聴取
- (3)教育局職員で構成する「フォローアップ委員会*」での取組状況の評価・改善

「学校における働き方改革基本方針」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日）との変更点

令和６年度までの基本方針 (以下「前基本方針」という。)	令和７年度からの基本方針 (以下「基本方針」という。)	変更のポイント
目的		
働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る	働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する	○ 最終的には子供たちへのよりよい教育を実現するために働き方改革を実施することから、目的の一部を変更した。
目標		
【時間外在校等時間】 月４５時間以内、年３６０時間以内の教員数の割合を令和６年度末までに１００％に	【時間外在校等時間】 月４５時間以内、年３６０時間以内の教員数の割合を令和９年度末までに１００％に 【教職員のウェルビーイング*】 「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立	○ 教職員の健康管理の観点からも、時間外在校等時間に係る目標は前基本方針から継続する。 ○ 本県が目指す教職員の働き方の実現のためには、時間外在校等時間の縮減を推進するとともに、時間だけでは推し量れない教員としての「働きやすさ」、「働きがい」を高めながら働き方改革を推進する必要がある。
目標達成に向けた四つの視点		
(1) 教職員の負担軽減のための条件整備 (2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減 (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進 (4) 保護者や地域の理解と連携の促進	(1) 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現 (2) 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立 (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進 (4) 保護者や地域の理解と連携の促進	○ 前基本方針の視点(1)(2)は条件整備等による業務量削減により教職員の負担軽減を図るものであったため、統合することで趣旨を整理した。 ○ 教育振興基本計画が示す「教師のウェルビーイング*」の観点は、本県の目標達成に向けた四つの視点全てに含まれるが、更に(2)を追加することで補強した。

教師のウェルビーイング*（教育振興基本計画）

職場の心理的安全性*
良好な労働環境
保護者や地域との信頼関係
子供の成長実感

基本方針の目標達成に向けた四つの視点

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
教職員の健康を意識した働き方の推進
保護者や地域の理解と連携の促進

- ⇒ 四つの視点の取組を推進することで、教職員のウェルビーイング*の向上を図ることができる。
- ⇒ 四つの視点に「指標」を設定し、アンケートにより取組を評価していく。

「業務改善スタンダード」のねらい 実効性のある働き方改革へ

学校における働き方改革のゴールは何か。文部科学省は、「学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」と述べています。

埼玉県教育委員会では、令和6年6月に全62市町村から小・中学校124校を抽出し「令和6年度働き方改革に関する実態調査」を実施しました。御協力いただきました市町村教育委員会および小・中学校の教職員の皆様に厚く御礼申し上げます。

本県においても、学校における働き方改革は着実に進んでおります。学校における働き方改革をさらに加速させ、実効性、そして実感のあるものにするために、この度、「埼玉県業務改善スタンダード・小学校版」(改定版)を作成しました。スタンダードで示した10の取組は、今回の実態調査のエビデンスに基づいているものです。また、「埼玉県業務改善スタンダード・中学校版」(改定版)にも小学校で活用できる取組がありますので併せて御覧ください。今後、市町村教育委員会、そして各学校の管理職の皆様に御活用いただき、働き方改革推進の一助となれば幸いです。

令和7年3月 埼玉県教育委員会

「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく分析と対策

文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進しています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

報告書 41 ページでは、この「3分類」の考え方に基づき、小学校教諭等(教諭、助教諭、講師)の1日の業務内容を分類しています。(以下のグラフ参照)

グラフは、左から順に「教員本来の業務(分類対象外)」、「分類①(基本的には学校以外が担うべき業務)」、「分類②(学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務)」、「分類③(教師の業務だが、負担軽減が可能な業務)」に分類した結果を示しています。

分類の結果、例えば「分類①」に該当する「登下校指導等」には1日約15分を費やしており、これは学校以外の協力によって削減可能であることがわかります。「分類③」に該当する「授業準備」には1日約1時間42分、「成績処理」には1日約26分を費やしており、これらは外部人材の協力やICT機器の活用により負担軽減が可能であることがわかります。「教員本来の業務(分類対象外)」についても、持ち授業時数の見直しや学年・学級事務の見直し等により負担軽減が可能ですが、改めてこの「3分類」の考えに基づいて自校の実態を分析するとともに、自校に合った取組を取り入れ、働き方改革を更に推進していきましょう。



「令和6年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書はこちらから

埼玉県教育委員会のホームページ内の小中学校人事課のページから本県の市町村立小・中学校における働き方改革に係る様々な情報を検索できます。

埼玉県 小中学校 働き方改革



働き方改革を**本気で**進めようとしている教育委員会・管理職のための

埼玉県業務改善スタンダード・小学校版

令和7年3月 埼玉県教育委員会

改定版

在校等時間
を減らす

学校における働き方改革を
すべての教職員が実感するために
埼玉県が推奨する **10** の取組

負担感
を減らす

目標 時間外在校等時間 **月45時間以内・**
年360時間以内の教員数の割合を100%に

※月45時間、年360時間は令和2年1月に文部科学省が示した「指針」で規定された上限時間のこと

①日課表の見直しで教材研究・事務処理の時間確保を【新】

②行事の精選・運営方法の工夫改善を

③留守番電話の導入・活用を

④学年・学級事務の負担軽減を【新】

⑤教科担任制(学年担当制)の導入を

⑥年間授業時数を必要最小限に

⑦学校運営協議会で働き方改革を議題に【新】

⑧完全退校時刻の設定・徹底を

⑨教務や担任外と協力した担任の負担軽減を【新】

⑩長時間勤務者に対する同僚・管理職の声掛けを



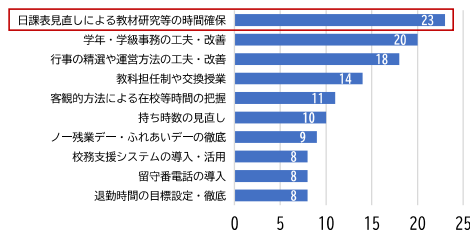
埼玉県マスコット
「コバトン」

埼玉県が実施した「令和6年度働き方改革に関する実態調査(県内全市町村より小・中学校1校ずつ抽出し、124校で実施)」における小学校抽出校の調査結果から得られたエビデンスに基づく「埼玉県業務改善スタンダード・小学校版」を提案します

①日課表の見直しで時間確保を

報告書
84ページ

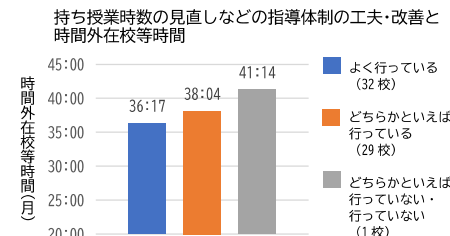
右の図は、調査対象の小学校が選んだ「効果のあった取組」のうち、上位10項目までをまとめたものです。日課表を見直し、勤務時間内に教材研究や事務処理等の時間を確保することは、多くの学校で効果的な取組として実感されています。日常の仕組みから変えることで、心身ともに余裕をもった勤務体制づくりを進めてみませんか。



⑥年間授業時数を必要最小限に

報告書
101ページ

県では、令和5年秋以降、年間授業時数が標準授業時数+70単位時間以内に収まるよう、教育課程を編成・実施していただくことを指導してきました。実際、右の図のように、負担軽減につながっています。少ない時間で豊かに学ぶことを意識し、行事対応や学級閉鎖対応の余剰時間を必要最小限とし、忙しい学期末のコマ数を減らすなどの工夫をしてみませんか。

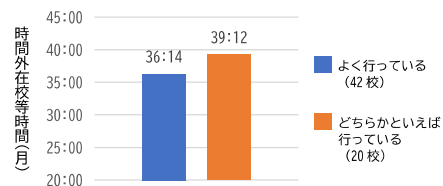


②行事の精選・運営方法工夫改善を

報告書
96ページ

行事の精選や運営方法の工夫改善は、時間外在籍等時間の差として表れるだけでなく、効果の大きい取組としてアンケートでも評価されています。行事の教育的な意味を踏まえつつ、目的が重複する行事を削減したり、外部人材の協力を得たり、準備に時間をなるべくかけないような運営に変更したりするなど、更なる取組を推進してみてください。

行事の精選・運営方法の工夫改善と時間外在籍等時間

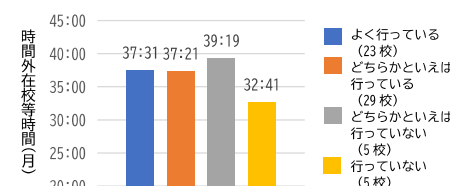


⑦学校運営協議会で働き方改革を議題に

報告書
102ページ

小学校では時間外在籍等時間の差として明確に表れていませんが、中学校ではその効果が出始めています。学校運営協議会の議題として働き方改革を取り上げ、教職員の働き方の実態を共有し、地域の方々の理解と協力を得ながら改革を進めることは、教職員の総業務量の削減や、教育の質の維持向上にもつながります。

学校運営協議会で働き方改革を議題としている状況と時間外在籍等時間

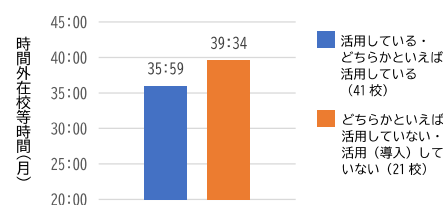


③留守番電話の導入・活用を

報告書
102ページ

留守番電話の導入・活用により、教職員は時間外の電話に出る必要がなくなり、業務の効率が上がり、授業準備や事務作業などに集中できるようになります。予算面の制約などにより留守番電話を導入できない場合は、保護者や地域の方々への理解を得た上で時間外の電話対応を行わないこととするなど、できる範囲で取り組んでみましょう。

留守番電話の導入・活用と時間外在籍等時間

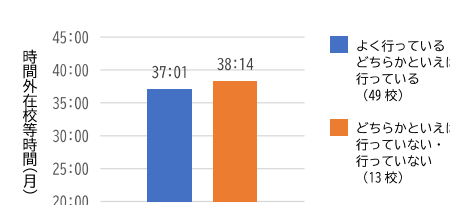


⑧完全退校時刻の設定・徹底を

報告書
91ページ

完全退校時刻を設定している学校は、在籍等時間が短くなることが改めて分かりました。限られた時間の中で逆算の思考により業務の優先順位を決めることで、タイムマネジメントの意識が高まります。決められた時間に退校することで休養時間も確保され、前報告書に引き続き、「朝、目が覚めると、さあ仕事へ行こうという気持ちになる」という数値が高いことも分かっています。

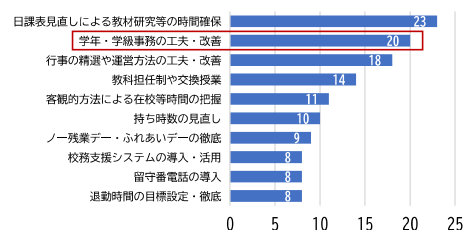
完全対抗時刻の設定・徹底状況と時間外在籍等時間



④学年・学級事務の負担軽減を

報告書
100ページ

学年だよりや学級通信の内容や発行回数を見直し、発行方法を改善したり、通知表の所見欄への記入を3学期のみにしたりするなど、学年・学級事務の負担軽減を図ることは、多くの学校で効果的な取組として実感されています。児童の様子を保護者と共有することの重要性を踏まえつつ、負担の少ない代替手段に置き換えられないか、ぜひ検討してみてください。

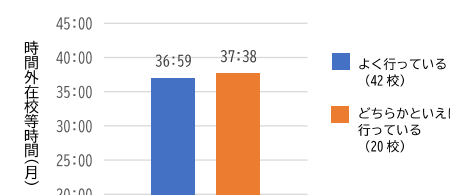


⑨教務や担任外と協力した負担軽減を

報告書
100ページ

報告書では、小学校の担任の平均在籍等時間が2:06であるのに対し、担任外の平均は1:25であることが分かりました。右の図のように、教務や担任外と協力することで、実際に担任の在籍等時間が削減していることから、担任と担任外の総業務量ができるだけ平準化されるようにすることで、学校全体の働き方改革の推進につながります。

教務や担任外と協力した担任の負担軽減の取組と時間外在籍等時間

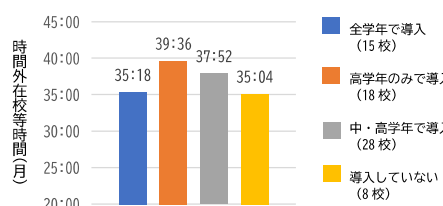


⑤教科担任制(学年担当制)の導入を

報告書
101ページ

小・中学校9年間の連続性や系統性、教科指導の充実、更には教職員の負担軽減の効果が期待されている教科担任制は、県内でも広がりを見せています。右の図のように全学年で導入している学校は、負担軽減でも効果をあげているようです。今後は生徒指導や保護者対応にも効果が期待される学年担当制(複数の教員で複数の学級を担当する制度)の導入も検討してみてください。

教科担任制の導入と時間外在籍等時間

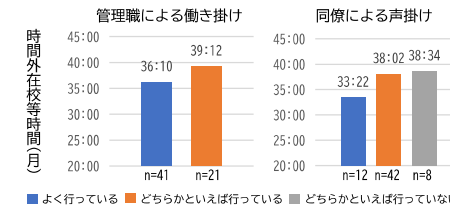


⑩長時間勤務者に対する働き掛けを

報告書
93ページ

長時間労働に陥っている教員は、孤立感を感じがちです。管理職や同僚からの声かけを通して、相談しやすい雰囲気を作ることで、仕事上の悩みや困りごとを気軽に相談できるようになり、一人で抱え込みがちな状況を改善することができます。また、チームとして業務を進める意識を持ちやすくなり、互いに支え合い、結果として学校全体の働き方が改善されます。ぜひ意識して働き掛けましょう。

長時間勤務者に対する働き掛けと時間外在籍等時間

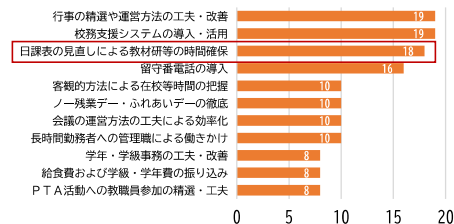


報告書とは、「令和6年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書(令和7年3月埼玉県教育委員会町村支援部小中学校人事課)を指す。
前報告書とは、「令和3年度埼玉県小・中学校働き方改革に関する実態調査」調査報告書(令和4年2月埼玉県教育委員会町村支援部小中学校人事課)を指す。詳細は県HP参照のこと。

①日課表の見直しで時間確保を

報告書
84ページ

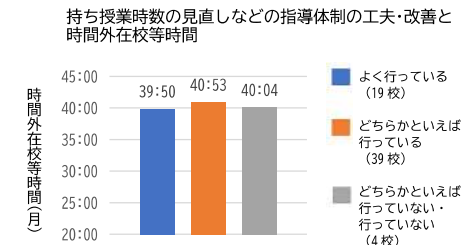
右の図は、調査対象の中学校が選んだ「効果のあった取組」のうち、上位11項目までをまとめたものです。日課表を見直し、勤務時間内に教材研究や事務処理等の時間を確保することは、多くの学校で効果的な取組として実感されています。日常の仕組みから変えることで、心身ともに余裕をもった勤務体制づくりを進めてみませんか。



⑥年間授業時数を必要最小限に

報告書
101ページ

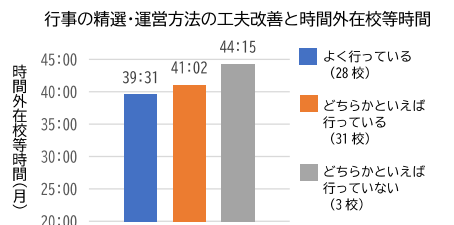
県では、令和5年秋以降、年間授業時数が標準授業時数+70単位時間以内に収まるよう、教育課程を編成・実施していただくことを指導してきました。実際、右の図のように、負担軽減につながっています。少ない時間で豊かに学ぶことを意識し、行事対応や学級閉鎖対応の余剰時間を必要最小限とし、忙しい学期末のコマ数を減らすなどの工夫をしてみませんか。



②行事の精選・運営方法工夫改善を

報告書
96ページ

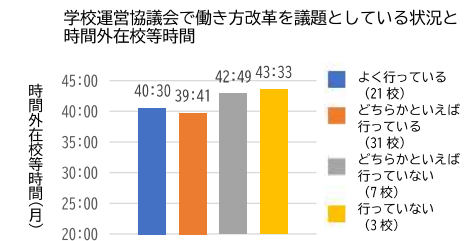
行事の精選や運営方法の工夫改善は、時間外在校等時間の差として表れるだけでなく、効果の大きい取組としてアンケートでも評価されています。行事の教育的な意味を踏まえつつ、目的が重複する行事を削減したり、外部人材の協力を得たり、準備に時間をなるべくかけないような運営に変更したりするなど、更なる取組を推進してみてください。



⑦学校運営協議会で働き方改革を議題に

報告書
102ページ

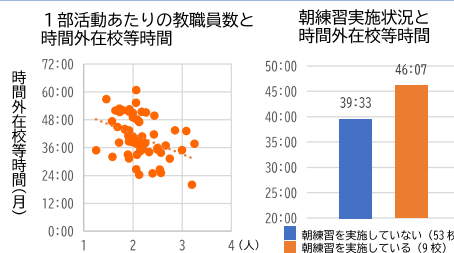
学校運営協議会の議題に働き方改革を取り上げることの効果が出ています。保護者や地域の方々などの学校関係者の皆様と教職員の働き方の実態を共有し、理解と協力を得ながら改革を進めることは、教職員の総業務量の削減や、教育の質の維持向上にもつながります。管理職に限らず、多くの教職員が順番に参加することも効果が期待される方策の一つです。



③部活動の運営方法の工夫改善を

報告書
90ページ

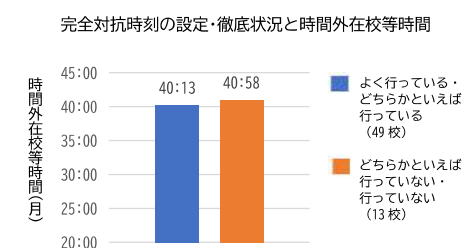
右の棒グラフからは、朝練習の実施の有無は時間外在校等時間に大きな影響を与えていることが分かります。また、左の散布図からは、1部活あたりの教職員数が多いほど時間外在校等時間が減少していくことが分かります。その他にも、日課表を見直すことで部活動の時間を確保しつつ、勤務時間内に完全下校できるような取組も出始めています。



⑧完全退校時刻の設定・徹底を

報告書
91ページ

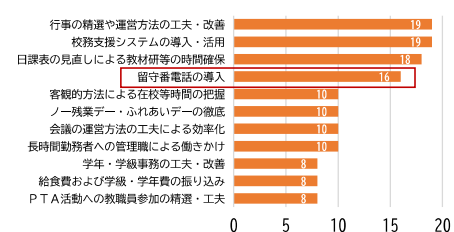
完全退校時刻を設定している学校は、在校等時間が短くなることが改めて分かりました。限られた時間の中で逆算の思考により業務の優先順位を決めることで、タイムマネジメントの意識が高まります。決められた時間に退校することで休養時間も確保され、前報告書に引き続き、「朝、目が覚めると、さあ仕事へ行こうという気持ちになる」という数値が高いことも分かっています。



④留守番電話の導入・活用を

報告書
84ページ

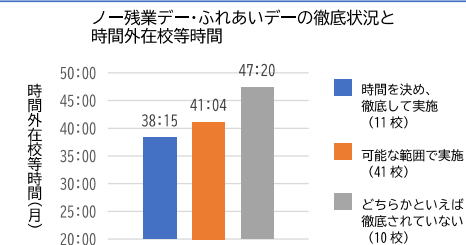
留守番電話の導入・活用により、教職員は時間外の電話に出る必要がなくなり、業務の効率が上がり、授業準備や事務作業などに集中できるようになります。予算面の制約などにより留守番電話を導入できない場合は、保護者や地域の方々への理解を得た上で時間外の電話対応を行わないこととするなど、できる範囲で取り組んでみましょう。



⑨ノー残業デー・ふれあいデーの徹底を

報告書
94ページ

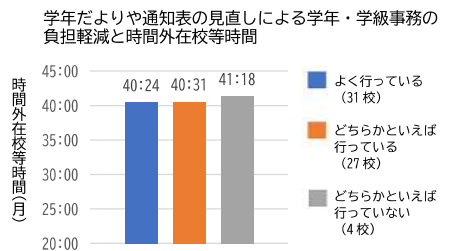
ノー残業デー・ふれあいデーをはじめ、毎週・毎月決められた日や曜日を残業しない日に定めることは、⑧と同様、定めた目標に向けて効率よく勤務することにつながるようです。ノー残業デーの日は簡単清掃にして会議も行わず、業務に集中できるようにすることで無理なく定時退勤することができたり、定時が近づいたら音楽を小さく流すことで退勤を促したりすることも、効果があるようです。



⑤学年・学級事務の負担軽減を

報告書
100ページ

学年だよりや学級通信の内容や発行回数を見直したり、発行方法を改善したり、通知表の所見欄への記入を3学期のみにしたりするなど、学年・学級事務の負担軽減を図ることは、多くの学校で効果的な取組として実感されています。生徒の様子を保護者と共有することの重要性を踏まえつつ、負担の少ない代替手段に置き換えられないか、ぜひ検討してみてください。



⑩長時間勤務者に対する働き掛けを

報告書
93ページ

長時間労働に陥っている教員は、孤立感を感じがちです。管理職や同僚からの声かけを通して、相談しやすい雰囲気を作ることで、仕事上の悩みや困りごとを気軽に相談できるようになり、一人で抱え込みがちな状況を改善することができます。また、チームとして業務を進める意識を持ちやすくなり、互いに支え合い、結果として学校全体の働き方が改善されます。ぜひ意識して働き掛けましょう。

